

議案第 3 号

町道の路線認定について

次のとおり、町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

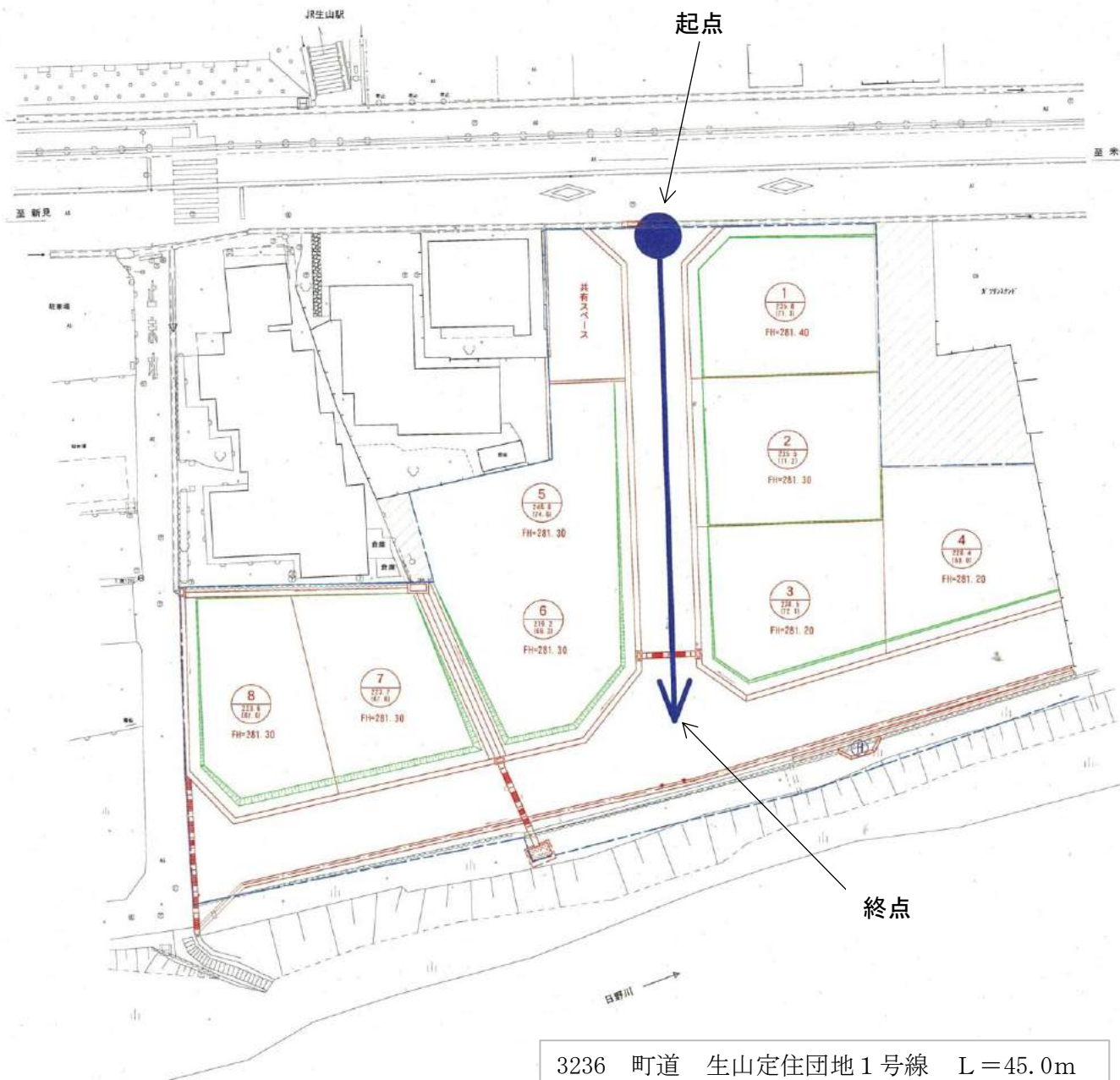
平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

認定する路線

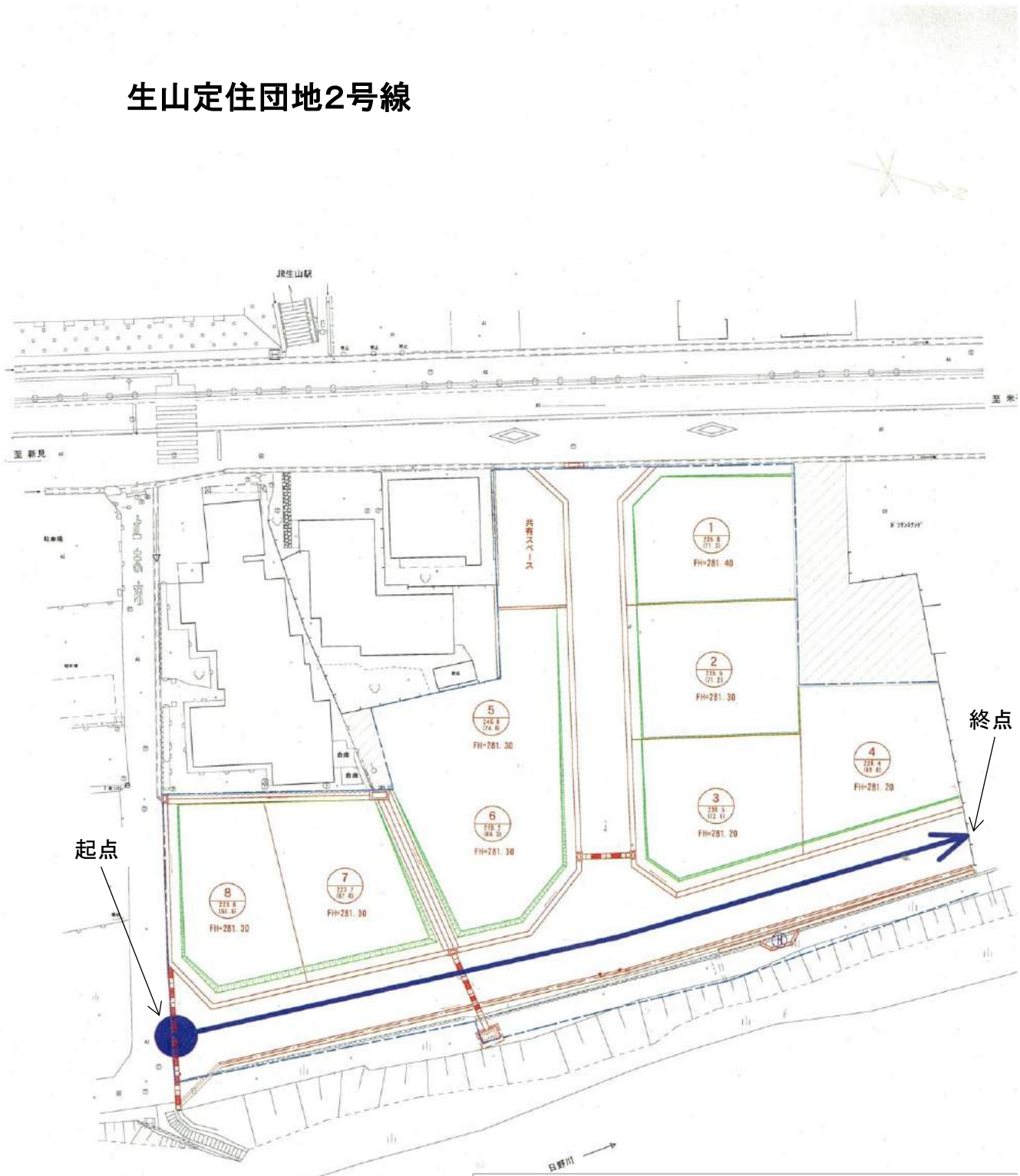
路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3236	しょうやまていじゅうだんち 生山定住団地 いちごう 1 号線	日南町生山 字仲河原 160-56	日南町生山 字仲河原 160-61	
3237	しょうやまていじゅうだんち 生山定住団地 にごう 2 号線	日南町生山 字駅前通 670-6	日南町生山 字仲河原 160-2	

# 生山定住団地1号線



3236 町道 生山定住団地1号線 L=45.0m  
起点) 日南町生山字仲河原160-56  
終点) 日南町生山字仲河原160-61

# 生山定住団地2号線



3237 町道 生山定住団地2号線 L=82.0m

起点) 日南町生山字駅前通670-6

終点) 日南町生山字仲河原160-2

議案第 4 号

町道の路線変更について

次のとおり、町道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

変更する路線

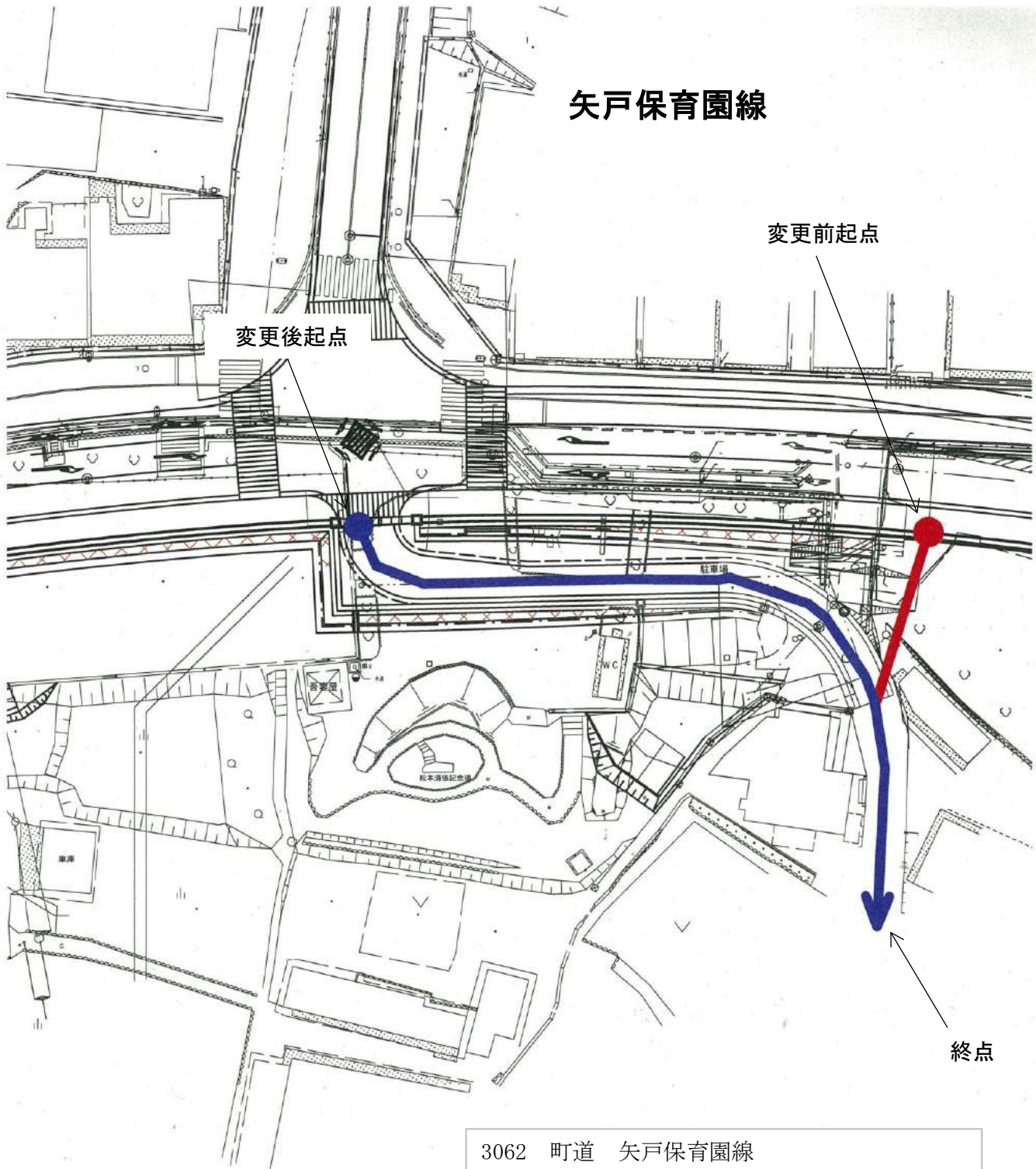
路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3062	やと ほういくえん 矢戸保育園線	日南町矢戸 字名土家ノ前 1204-1	日南町矢戸 字名土家ノ前 1206-1	

を

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3062	やと ほういくえん 矢戸保育園線	日南町矢戸 字名土家ノ前 1201-2	日南町矢戸 字名土家ノ前 1206-1	

に変更する。

# 矢戸保育園線



3062 町道 矢戸保育園線  
変更前延長 L = 56.0m  
変更後延長 L = 90.0m

変更前起点) 日南町矢戸字名土家ノ前1204-1  
変更後起点) 日南町矢戸字名土家ノ前1201-2

終点) 日南町矢戸字名土家ノ前1206-1

議案第 5 号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

次のとおり、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成 28 年日南町告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 1 条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合	別表（第 1 条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、 <u>八頭環境施設組合</u> 、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

計画の中で平成 28 年度から平成 32 年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

# 日南町過疎地域自立促進計画

(計画期間:平成28年4月1日～平成33年3月31日)

日 南 町



# 目 次

<b>1. 基本的な事項</b>	1
(1) 町の現状と問題点	1
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	7
(3) 計画期間	9
<b>2. 産業の振興</b>	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	10
(3) 計 画	12
<b>3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b>	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計 画	17
<b>4. 生活環境の整備</b>	20
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	21
(3) 計 画	22
<b>5. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進</b>	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	25
(3) 計 画	26
<b>6. 医療の確保</b>	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 計 画	28
<b>7. 教育の振興</b>	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計 画	30
<b>8. 地域文化の振興等</b>	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計 画	33
<b>9. 集落の整備</b>	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 計 画	34
<b>10. その他地域の自立促進に関し必要な事項</b>	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 計 画	37

# 日南町過疎地域自立促進計画

## 1. 基本的な事項

### (1) 町の現状と問題点

#### ① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

日南町は西に島根、南に岡山、南西に広島と3県に接しており、昔から様々な形で交流が行われていました。中国山地の中央、分水嶺に位置し、山陰山陽を結ぶJR伯備線の要路です。距離的には、県庁所在地の鳥取市までは128km、広域市町村圏の中心都市の米子市までは38km、新幹線の最寄りの駅である岡山までは110kmの位置にあります。また、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道米子道の最寄りのICまでは30～35分、米子空港までは車で1時間10分の所要時間です。鳥取県西部の1級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、しだいに川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく3つの谷に分れており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は標高290～650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が9割を占めています。気候は裏日本型気候区の中国山地型気候といわれ、平均気温は標高500mの地点で10.5度、300mの地点で12.9度、降水量は年間2,000～2,200mmです。

古事記にある神剣「あめのむらくもの剣」出現の地、「八岐のおろち」伝説発祥の地であり、町の水田の多くは、山に水を引き、山を崩して砂鉄をとった時にできた歴史的遺産であるともいわれ、現在でもたたら製鉄に由来する地名を町内の随所に見ることができます。たたら製鉄による土砂は、日野川を経て日本海に運ばれて、弓ヶ浜半島を形成したといわれます。

明治21年に公布された市制、町村制によって10か村が誕生し、大正時代の合併で奥日野7か村が実現しました。昭和22年の地方自治法施行により、町村合併による地方自治体再編が時代の流れとなり、奥日野合併の気運の盛り上がりの中、昭和30年には「伯南町」及び「高宮村」の誕生を見るに至りました。さらに4年の年月を経た昭和34年に、新市町村建設促進法による総理大臣勸告に基づいて5町村による合併が行われ、「日南町」の誕生となりました。戦後2次の合併を経て誕生した日南町の面積は、現在340.96k㎡で、県面積のおよそ1割を占めることとなりました。

平成の大合併により、全国では平成11年3月末で3,232あった市町村数が平成22年3月末現在で1,727と大幅に減少する中、鳥取県内においても39あった市町村が平成22年3月末現在で19となっています。本町においては鳥取県西部を中心とした広域合併を指向しつつも、平成15年2月、当面は現状を維持し単独町政を選択することとなりました。

#### ② 人口の推移と動向

昭和38年の豪雪を契機として急激な人口の減少が始まり、過疎化現象が顕著になってきました。

本町成立直後の昭和35年の人口は15,286人でしたが、その後の減少数を10年刻みで見ると、4,235人(昭和45年)、2,162人(昭和55年)、915人(平成2年)、1,278人(平成12年)、1,236人(平成22年)と経過し、平成22年の人口は5,460人と、50年間で36%にまで減少しました。なお、平成27年国勢調査速報値(平成27年12月現在)では4,764人と5年間で696人の減少となっており、高齢者人口の減少も始まり人口減少が加速しています。都市との所得格差、生活環境整備の立ち遅れが大きな要因となって若者を中心とした構造的な人口流出に加え、今後高齢者の自然減少が更に加速すると予測されます。

年齢構成別にみると、若年層を中心に0～64歳までで著しい減少を示しています。65歳以上は長い間増加の一途でありましたが、平成15年度をピークとして実数では減少に転じています。「高齢化率」の高い本町で、高齢者を中心とした自然死亡数が増大しており、今後自然動態を主因とした大幅な人口減

少が急速に進んでいくこととなります。本年度、地方創生の取り組みの中で策定した町人口ビジョン・総合戦略によると、国立社会保障・人口問題研究所の推計値で平成52年（2040年）には2,573人と予想されていますが、総合戦略による人口増への取り組みにより、3,427人の人口確保を推計しており、今後人口維持への戦略的取り組みが求められています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,286	%	人 13,130	% △14.1	人 11,051	% △15.8	人 9,730	% △12.0	人 8,889	% △8.6
0歳～14歳	5,160		3,876	△24.9	2,650	△31.6	1,846	△30.3	1,380	△25.2
15歳～64歳	8,874		7,925	△10.7	6,958	△12.2	6,324	△9.1	5,851	△7.5
うち15歳 ～29歳(a)	3,040		2,159	△29.0	1,617	△25.1	1,420	△12.1	1,207	△15.0
65歳以上(b)	1,252		1,329	6.2	1,443	8.6	1,560	8.1	1,658	6.3
(a)／総数 若年者比率	% 19.9		% 16.4		% 14.6		% 14.6		% 13.6	
(b)／総数 高齢者比率	% 8.2		% 10.1		% 13.1		% 16.0		% 18.7	

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,470	% △4.7	人 7,974	% △5.9	人 7,382	% △7.4	人 6,696	% △9.3	人 6,112	% △8.7
0歳～14歳	1,241	△10.1	1,160	△6.5	1,002	△13.6	789	△21.3	593	△24.8
15歳～64歳	5,366	△8.3	4,718	△12.1	3,912	△17.1	3,216	△17.8	2,775	△13.7
うち15歳 ～29歳(a)	976	△19.1	722	△26.0	600	△16.9	565	△5.8	528	△6.5
65歳以上(b)	1,863	12.4	2,096	12.5	2,468	17.7	2,691	8.0	2,744	2.0
(a)／総数 若年者比率	% 11.5		% 9.1		% 8.1		% 8.4		% 8.6	
(b)／総数 高齢者比率	% 22.0		% 26.3		% 33.4		% 40.2		% 44.9	

区 分	平成 2 2 年		平成 2 7 年 (速報値)	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,460	% △10.8	人 4,764	% △12.7
0歳～14歳	442	△25.5	—	—
15歳～64歳	2,462	△11.3	—	—
うち15歳 ～29歳 (a)	445	△15.7	—	—
65歳以上 (b)	2,556	△6.9	—	—
(a) / 総数 若年者比率	% 11.5		—	
(b) / 総数 高齢者比率	% 22.0		—	

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 1 2 年 3 月 3 1 日			平成 1 7 年 3 月 3 1 日			平成 2 1 年 3 月 3 1 日			平成 2 6 年 3 月 3 1 日		
	実数	構成比	増減比	実数	構成比	増減比	実数	構成比	増減比	実数	構成比	増減比
総数	人 7,113	% —	% △ 8.4	人 6,527	% —	% △ 8.2	人 5,942	% —	% △ 9.0	人 5,363	% —	% △ 9.7
男	3,361	47.3	△ 9.0	3,073	47.1	△ 8.6	2,760	46.4	△10.2	2,527	46.9	△ 8.4
女	3,752	52.7	△ 7.8	3,454	52.9	△ 7.9	3,182	53.6	△ 7.9	2,836	53.1	△10.9

### ③ 産業の推移と動向

人口減少、特に年少人口と生産年齢人口の著しい減少に伴い年々就業者の総数が減少していますが、その中でも近年は第二次産業就労者が急激に減少する一方、福祉・医療職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。

農林業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。町では、認定農家や集落営農者など、自立的で意欲ある農家への重点的な支援を行ってきましたが、その一方で、零細兼業農家を中心に農家離れがいっそう進行しています。また、林業分野においては、木材加工企業の設立等の取り組みにより就業の場が確保されると共に、収入間伐が可能な人工林への需要が広がりつつあるものの、全体としては担い手不足、林業労働者の高齢化が進んでいます。

現在取り組んでいる農林業研修生制度による農林業の後継者育成や、生産のみでなく加工、販売までを視野に入れた付加価値の高い農林業への成長に取り組み、農林業を生業とできる若者の暮らし方を目指しています。第二次産業については、縫製工場の廃業に続き、公共事業の縮小による建設業の廃業、規模縮小が進行しており、介護・医療を中心とした第三次産業へとシフトしています。

第三次産業では、福祉施設等の整備が進む中、社会福祉法人の設立により福祉職場での一定の雇用が

増加しています。一方、小売り、飲食業については、地域経済が冷え込む中であって、JA店舗の撤退をはじめ地域の店舗がなくなるなど縮小傾向にあり、地域の日常生活にも不安が生じてきている状況もあります。

雇用状況が縮小する一方で、急激な人口減少と高齢化を要因とする人手不足が顕在化しており、福祉・医療職場や木材関連企業の雇用人材が確保できなくなるという、新たな課題が生じています。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,109	% —	人 7,048	% △13.1	人 6,423	% △ 8.9	人 5,887	% △ 8.3	人 5,462	% △ 7.2
第一次産業 就業人口比率	% 72.0	—	% 67.0	—	% 66.2	—	% 58.3	—	% 46.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.5	—	% 11.2	—	% 11.3	—	% 17.6	—	% 26.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 18.5	—	% 21.8	—	% 22.5	—	% 24.1	—	% 27.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,991	% △ 8.6	人 4,548	% △ 8.9	人 4,144	% △ 8.9	人 3,631	% △12.4	人 3,061	% △16.7
第一次産業 就業人口比率	% 42.3	—	% 36.6	—	% 35.5	—	% 32.8	—	% 34.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.5	—	% 31.2	—	% 30.2	—	% 27.3	—	% 18.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 29.2	—	% 32.2	—	% 34.3	—	% 39.9	—	% 47.0	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	人 2,650	% △13.4
第一次産業 就業人口比率	% 34.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 18.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 47.5	—

#### ④ 行財政の状況

国・地方を通じた財政の危機的な状況の中で、最低限の公共サービスのための財源を確保した上で、地域における公共セクターが担う領域の精査が求められています。限られた財源の中で新たな行政課題や多様化・高度化する行政需要に対処するため、行政関与の必要性、事務事業の効果、効率、達成度を客観的に評価するとともに十分吟味して緊急度の高いものから重点的かつ計画的に行い、整理及び合理化をする必要があります。

平成の大合併の渦中、単独町政を決めた翌平成16年度より行財政改革に取り組み、計画を短期間のうちにほぼ完了し現在も継続をしています。また「財政健全化法」に基づき公表している平成20年度以降の決算における各指標は引き続き健全な状況ですが、先にふれたとおり町内の産業・経済状況は悪化しています。

今後、有利な財源の確保に努め健全財政を維持しつつ、地域経済の活性化につながる諸施策を効果的に実施していく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

単位：千円

区 分	平成 1 2 年度	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度	平成 2 6 年度
歳入総額 A	7,245,086	5,360,816	6,509,767	6,761,590
一般財源	4,370,514	4,205,393	4,671,380	4,770,744
国庫支出金	381,506	178,914	349,425	333,292
都道府県支出金	774,109	490,325	750,517	842,558
地方債	1,061,000	320,000	461,220	409,900
うち過疎債	588,000	110,600	206,700	375,400
その他	657,957	166,184	277,225	405,096
歳出総額 B	6,955,180	5,215,009	6,169,126	6,178,120
義務的経費	2,181,353	2,205,639	2,106,671	1,837,022
投資的経費	2,251,923	559,291	849,549	1,044,458
うち普通建設事業	1,913,281	461,666	728,917	956,248
その他	2,521,904	1,988,413	3,212,906	3,296,640
歳入歳出差引額 C (A-B)	289,906	145,807	340,641	583,470
翌年度へ繰り越すべき財源 D	221,125	66,697	98,559	406,156
実質収支 C-D	68,781	79,110	242,082	177,312
財政力指数	0.143	0.157	0.126	0.136
公債費負担比率	22.6%	29.7%	8.0%	2.7%
起債制限比率	11.8%	13.7%	3.6%	△0.1%
経常収支比率	85.0%	95.1%	87.1%	90.2%
地方債現在高	8,230,714	9,149,128	6,718,954	5,255,912
財政健全化法に 基づく指標 (※-：黒字を示す)	実質赤字比率	(3か年平均)	—	—
	連結実質赤字		—	—
	実質公債費比		15.7	10.0
	将来負担比率		—	—

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成 2 年度末	平成12年度末	平成20年度末	平成25年度末
市町村道						
改良率 (%)	9.6	30.2	54.0	57.4	58.9	64.7
舗装率 (%)	0.6	35.2	71.6	78.4	79.6	83.6
水道普及率 (%)	39.3	43.5	45.6	63.8	68.7	70.9
水洗化率 (%)	0.0	0.44	1.90	26.55	69.8	75.3
人口千人当り病院、診療所の 病床数 (床)	3.58	5.66	9.90	14.15	14.57	18.5
小学校						
危険校舎面積比率 (%)	15.79	0.42	0	0	0	0
中学校						
危険校舎面積比率 (%)	18.63	0	0	0	0	0

## ( 2 ) 過疎地域自立促進の基本的な方向

### ① 過疎対策の状況

人口は昭和25年に16,045人とピークに達し、その後昭和38年を境に急激な減少が始まり、いわゆる過疎化現象が顕著になりました。これは昭和30年代から本格化した高度経済成長に起因しますが、昭和38年豪雪による出稼ぎの増加が契機でした。

その後も主要産業である農林業と他産業との所得格差の拡大、クローム鉱山の閉鎖、公共事業の縮小による建設業の廃業や縮小など、地場産業の不振に加え、高齢者世代人口の自然減が始まり、人口減少が加速化しています。昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、さらに平成12年に過疎地域自立促進特別措置法と過去4次にわたって過疎対策立法が施行され、この間、本町では町過疎対策計画に基づいて諸施策に取り組んできたところです。そして、平成22年度から27年度までの6年間に続き、このたび平成28年度から平成32年度までの5年間、同法が延長されることとなりました。

昭和45年度からの10年間は、町道及び農林道、教育施設など特に基礎的公共施設整備に重点を置いた計画策定を行いました。また、昭和55年度からの10年間は、道路網整備に加えてほ場整備、農地造成、農業近代化施設の整備、都市と農村の交流事業の推進など農業基盤、農業近代化、地域活性化などに重点を置きました。さらに平成2年度からの10年間は道路網整備、ほ場整備に加えて、簡易水道・集落排水・公園等の生活環境の整備、保育園・デイサービスセンター等の福祉施設の整備、文化センター・美術館等の文化施設の整備などに重点を置きました。平成12年度からの10年間については、中心市街地整備、木材団地整備、情報基盤整備や福祉・医療施設整備など地域活性化に向けた事業を実施しています。さらに平成22年度からの6年間では道の駅や高齢者福祉施設などの中心地域整備、農林業の近代化施設整備のほか特別事業として産業振興、地域の活性化や安心安全に資するソフト事業を進めてきました。

それぞれの内容を見ると、基礎的な公共施設整備、産業・生産基盤の整備、それらをふまえた活性化方策の模索、そして福祉施設の整備など過疎化の下での都市部との格差是正を主眼とした社会基盤整備に貢献した意義は大きいと考えています。しかしながら、農林業の不振や地域経済の低迷による購買力



の低下の中で人口減少、少子高齢化が一段と進行しています。今後基幹産業である農林業の振興を図るための基盤整備、近代化施設整備やさらに進む高齢化に対応できる福祉や生活環境の整備と併せて、地域を支える若者世代の移住定住を進め、産業や地域の後継者確保への取り組みが喫緊の課題となっています。

## ② 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は長い間、農林業と建設業を主体としてきましたが、立地条件に恵まれないこと、規模が零細であること、その他の理由により、町民の所得水準は低く推移してきました。近年は農村労働力の高齢化が加速し、公共事業費が減少するなど、地域経済をめぐる環境はたいへん厳しさを増しています。一方で、日本経済の高度成長期を通じて、価値観の多様化や自治体間の地域づくりの競い合いなどを背景として行政が実施する分野が大幅に拡大してきましたが、現在の経済状態の悪化に加え、国、地方を通じた財政危機の下では公費の重点的な配分をしていかなざるをえなくなっています。

そうした中で、都市部の後追的な施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域として多様で豊かな地域特性と潜在力のある地域として捉え、その地域力の顕在化を図りつつ、その一方で地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通体系の整備などの施策が今後は必要となってくると考えます。こうした施策の柱は、第一に普遍的な価値としての豊かな自然環境を守り、さらにそうした地域特性を対外的に主張しながら、第二に農林業を中心とした地域経済の振興を図りつつ、各経営体の営みが経済的にも未来に繋がっていくような地域づくりを地域住民の理解と参画のもとで推し進めることにあります。

## ③ 基本方針

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、過去4次にわたって過疎対策の諸施策に積極的に取り組んできました。

この結果、生活基盤の整備、福祉・教育施設の充実、産業基盤の整備、情報基盤格差是正等について一定の成果を見ることができましたが、地域経済の停滞、農林業後継者育成の遅れ、少子高齢化の進行、集落自治機能の低下など残された課題は深刻です。また、農地基盤整備や林業基盤整備等についても継続的に建設投資を行ってきましたが、十分に産業振興の成果につながっていない面もあります。

今後においては、本町の自然や文化をもう一度見直し、この地域の個性や特色を大切にしながら他地域からのニーズに適切に対応していくことにより、国全体の中での過疎地に期待される役割を自ら担っていく必要があります。国土・環境保全という施策の中で、明確な位置づけを得ることが地域の自立に繋がるものと考えます。

前述した、本町が当面する現状と今日までの過疎対策の実績、さらに社会的、経済的諸条件をふまえ、個性と魅力あふれる町を築くための新たな町づくりの指針として策定した「第5次日南町総合計画」を基本としながら、町民の積極的な参画により「人と自然の力で21世紀を切り開いていく町・日南町」をめざし町政の推進にあたります。

特に人口減少と高齢化が急速に進む状況の中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域、産業、組織などそれぞれの分野の将来を支える人材の育成・確保が急務であり、最も重要な取り組みです。あわせて、政策や地域内の情報を住民に対していっそう公開していくことで住民参画を促進し、また、町外に対しても積極的に情報発信することが大切です。

また市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から事務改善による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、西部広域行政管理組合や三町衛生施設組合により消防やご

み・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会を組織して中山間地域の振興に取り組んでいます。さらに鳥取県日野郡連携会議により、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいきます。地域主権の名のもと、同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズにあった効率的でスケールメリットを発揮できる広域連携に取り組んでいくことが必要です。

### (3) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年間とします。

## 2. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 農 林 業

農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。しかし、輸入自由化やグローバル市場の形成などによる農産物価格の低迷、野生鳥獣などによる被害の拡大、食の安全性に対する消費者ニーズの増大など、生産者にとって厳しい状況が続いています。また米価の低迷により、近年は準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜生産に力を入れた複合型の農業経営が主体となっています。平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から第4期対策として継続、平成26年度からは多面的機能支払交付金事業が始まり、本町の農地の良好な保全に貢献しているところです。

町では認定農業者、営農組織、農業法人の育成など支援に取り組んでいるものの、農業生産の主体的条件をみれば、農業従事者の高齢化が急激に進んでおり、全体として生産額の増加や雇用の拡大には至っておらず、耕作放棄地も増加の傾向にあります。また、平成21年度から取り組んでいる農林業研修生制度を含め後継者対策では、生産資材や生活費等に対する支援も併せ、定住に向けた対策が急務です。

畜産業は、関税の引き下げによる競争の激化や担い手の高齢化などにより衰退を続けていましたが、その一方で新規参入や規模拡大を目指す担い手も現れ始めています。

町土の89%を占める森林のうち63%が人工林で占められ、継続的な造林（蓄積）を実施してきた本町では、林業は伐採の時期が到来しており、高付加価値林産物への加工及び販売ルートの開拓が課題となっています。これら課題への解決策のひとつとして、平成18年に設立された株式会社オロチによる「単板積層材（LVL）」の製造販売、また、その素材安定供給を目的に設立された「日南町木材生産事業協同組合」を中心として、活用の時期を迎えた町内山林資源を活かした取り組みがいつそう期待されています。

また、森林・林業は林産物の生産のみならず、国土保全、自然環境の保全、水資源涵養、地球温暖化防止機能など多面的な機能を果たしており、近年はカーボンオフセットクレジット取引や企業の研修・CSR活動の誘致など、新たな森林資源の活用が推し進められています。

しかし、農業と同様に従事者の高齢化が進み、後継者の不足が顕在化しており、研修生制度の充実など後継者育成が重要な課題になっています。

#### ② 商工業等

公共事業費の削減の影響で、建設業の仕事が大幅に減少し、廃業や規模縮小を余儀なくされています。また、かつて縫製工場や弱電関係などの誘致企業の閉鎖が続き、第二次産業での雇用状況は危機的な状況となっています。一方で高齢化の急速な進展に伴い医療・福祉などの第三次産業へ雇用がシフトしています。その中で近年は、支える若者世代人口の減少により仕事はあっても人手がないという新たな課

題が顕著になってきました。

本町における商業は、霞・生山の商業中心地域への基盤整備は概ね終了し、一定の消費の集積体制は整備されたといえます。こうした商業基盤の整備により町外に流出していた多くの消費を呼び戻す動きの一方で、諸店舗の減少に加え、平成21年には鳥取西部農協が、町内各支所購買店舗及び生山駅前共同店舗を閉鎖し、その結果、日常の買い物ができる店舗が一つもない地域が現れるという状況も発生しています。世界的な経済危機の中、雇用と所得が悪化し、地域全体の消費は冷え込んでおり、地域の店舗の閉鎖、廃業等が今後一層進むことが危惧されます。あわせて高齢者世帯の日常の買い物への支援が重要になっています。

現在中心地域の整備では、平成28年度道の駅を稼働させることとしており、新たな施設の整備が地域内経済の循環を取り戻す取り組みとして、官民共働して進めていく必要があります。

### ③ 観光又はレクリエーション

価値観や生活様式が多様化する中、観光客のニーズも物見遊山的な観光からエコツーリズムなど環境や健康を志向した体験型・参加型の観光・レクリエーションへ変わり、旅行形態も団体から小グループ、夫婦、家族単位、女性同士、個人へと変化してきています。

本町には、日野川源流をはじめとした豊かな自然環境、福榮神社や解脱寺などの寺社仏閣、大石見神社など古事記由来の名所旧跡、にちなん邑やゆきんこ村などの宿泊施設、産業遺産、古民家、花見山スキー場や出立山キャンプ場などのレクリエーション施設等々、豊富な観光資源があります。しかし、他地域に比べて突出した観光資源に乏しいこと、休憩や情報を収集するための観光拠点が整備できていないこと、最大の観光資源である自然を活かした魅力的なエコツーリズムを開発できていないこと、情報の発信やブランディングが不足していることなどにより、潜在的来訪者に対して本町の魅力を十分に伝えきれておらず、入込観光客数は年々減少の傾向にあり、その増加が課題となっています。

その一方では、まちづくり協議会等による産業遺産や希少動植物等の地域資源の掘り起こしや、それらを活用した体験交流を商品化するなど、新たな地域の魅力を発見し、情報発信する動きも見られます。自然の良さや歴史文化活動など、地域としての魅力を全体として取り込みながら積極的に情報発信を行い、交流人口の増加を図っていく必要があります。

## (2) その対策

### ① 農林業

本町産業が様々な面で恵まれた立地条件にあるとはいえ、農林業は地域経済の中において生産額は相対的に少ないとはいえ、付加価値を生ずる重要な産業です。農林業の産業としての確立は、地域経済の底力となって経済の循環を生み、地域の自立に繋がっていきます。

中山間地域等直接支払制度の継続や多面的機能支払交付金事業により、農地保全の面では政策的な効果を生じているものの、生産主体の急激な高齢化の中で、新規就農者の育成や集落営農・法人経営の推進などによる担い手の育成が急務となっています。特に、第二次産業における雇用状況の悪化の中で、新たな就業先としてきめ細かな調整を実施しながら、所得の向上を目指して新規就農者等に基盤整備等に対する支援を行います。また、今日の自然志向、健康志向の中で、米、準高冷地野菜、減農薬農産物など、この地域の特長を筒一杯主張しながら、日南町のブランド作りを図っていく必要があります。そのためには、農地中間管理事業を活用した農地集積の拡大、先進技術や地域エネルギーなどを活用した生産コストの削減への取り組みとともに、一次製品の生産から加工、流通、販売まで一貫して行う、いわゆる6次産業化をめざした取り組みを行います。

畜産業では、新規参入や規模拡大などをめざす担い手のためにハード整備及びソフト面で積極的な支

援を行い、畜産業の振興を図ります。

森林立木の蓄積は、本町経済の最大の特色です。海外産木材との価格差により我が国の用材自給率が2割程度しかないという現実がありますが、本町において間伐を中心とした本格的な伐期の到来の中で、育林産業から伐採搬出、加工流通産業が成長していく時期を迎えているといえます。今後、団地化された施業計画に基づいた適正な森林管理に努めるとともに、町内において起業した株式会社オロチと「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした、素材流通と付加価値化した製品販売の体制整備の強化を図っていきます。また、搬出コストの削減のための基盤整備や機械化など、伐期を迎えた山林資源を活かし雇用と林家所得の拡大を図っていきます。

今後においては、作業道等基盤整備支援、地元産材の消費拡大などに引き続き取り組んでいくとともに、海外を含む販路の拡大を図ります。また、乾燥材供給体制や未利用の林地残材を活用した木質バイオマス資源活用など、森林の多面的な役割を意識しつつ民間資本による経営の採算性を十分吟味しながら、今後の日南林業の展開の方向付けに努めます。

また、農林業を核とした新たなビジネスモデルを構築したい事業者に対して支援策を講じるほか、企業の研修・CSR事業の誘致、余暇支援等の場の提供により、地域産業を活性化させ雇用を創出します。

担い手確保の政策としては、現在ある農林業研修生制度を充実させるほか、林業アカデミーを活用したさらなる研修制度の充実、若者に対して農業のこれまでのイメージを変える取組みを行い、農業参入への心的障壁を低下させます。

さらに、本町が誇る雄大な自然を老若男女問わず身近に感じられ、自然保護思想の高揚を図るための取組を進めていきます。

鳥獣害の防除については、「日南町鳥獣被害防止計画」に基づき、広域的な侵入防止柵の設置に支援を行うなど集落単位での住民参加型被害対策を進め、効果的な防除を図ります。また、捕獲活動への支援も引き続き行っていきます。

## ② 商工業等

商業は、過疎・高齢化の進展、地域経済の衰弱を要因とした地域商業機能の低下に伴い、地域の「買い物」をはじめとする生活環境が悪化しています。これら課題の解決のため、商工会などの関連団体や事業者と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「買い物」、「配食」支援等の機能の充実や地域産品を地域で購入・消費できる経済の地域内循環の仕組みづくりなどに取り組んでいきます。

また、一次産業だけの産業振興から脱却し、6次産業化の推進により、道の駅等への集客、交流の拡大と地場産業の振興を図るとともに、中心地域に道の駅を核とする商業ゾーンを整備し、町外からの誘客による商業の振興などを進め、活力と魅力ある町を創造していきます。

工業においては、企業誘致や支援に引き続き積極的に取り組むこととし、必要に応じて工業立地のための環境・基盤整備及び人材の育成確保を行うとともに、各種優遇措置を活用していきます。そのためには、自然環境の豊かさ、森林資源の蓄積、情報基盤の充実、想定用地の選定など、本町が外部資本にどんなインセンティブを与えうるか整理し研究していきます。建設業を取り巻く厳しい経済状況の中で、起業あるいは業態転換の希望を持つ人については、県施策あるいは構造改革特区制度等も活用しながら積極的な支援を実施していきます。

また、慢性的な人手不足の解消策として、多様な価値観・生活スタイルを享受できる職場作り（ワークライフバランス推進）を積極的に支援し、潜在的労働力をフルに活用していきます。

## ③ 観光又はレクリエーション

観光産業は、近年の観光ニーズの多様化に伴い、地域の特色ある資源やおもてなしなどいわゆる「着

地型観光」志向が注目されており、本町のような突出した観光資源がない町からも、地域と連携し工夫を凝らした企画や情報発信によって魅力ある観光産業づくりが可能となる時代となってきました。

- a. 民間及び地域の活力の発揮を基本としながら、体験型観光などの特色ある観光資源の商品化、特産品の共同ブランド化、オリジナルキャラクターの活用、情報発信の方法に工夫を重ね、支援していきます。
- b. 「まち・むらづくり協議会」間の連携や周辺地域との連携を支援し、広域的な観光ルートの提案に努めます。
- c. エコツーリズムの精神に則り、自然環境や観光資源の保全や観光ルートの整備に取り組みます。
- d. 平成28年4月にオープンする道の駅を本町の観光拠点として積極的に活用していきます。
- e. 日南町観光ガイドの養成及び活用を支援します。

### (3) 計 画

産業の振興について事業計画を次のとおり定めます。

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
1. 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	しっかり守る農村基盤交付金	町	
		基盤整備事業負担金	県	
	林 業	公有林整備(保有管理等)	町	
		町産材利用促進助成	町	
		合板・製材生産性強化支援事業	町	
		<u>林業成長産業化モデル事業</u>	<u>町</u>	
	(3)経営近代化施設 農 業	農業機械導入補助	町	
		高性能林業機械導入補助	町	
	(7)商業 共同利用施設 その他	中心地域整備事業 隣接地等整備	町	

(8) 観光又はレクリエーション	観光・レクリエーション施設整備	町	
	歴史・産業遺産施設整備等	町	
(9) 過疎地域自立促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかるハウス等整備に対する助成を行う)	町	
	トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
	企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	
	観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	
	観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子等を作成し、観光客誘致と情報発信を図る)	町	
	原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る)	町	
	担い手集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	
	農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	
	山林情報バンク事業委託 (山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図る)	町	
	野菜等振興補助 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	
	特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品か	町	

	ら新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)		
	トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	
	簡易水道原水等のペットボトル化 (地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	
	産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	
	町産米検査料助成事業 (町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	
	雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	
	ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取り組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町	
	<u>観光ウェブサイト制作委託事業</u> (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町	
	<u>古民家活用体験事業</u> (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町	
	<u>小規模事業者経営改善資金利子補給事業</u> (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町	
(10)その他	鳥獣害防止対策	町	

### 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

## ① 道路

鳥取県の10分の1を占める約340.9k㎡の面積を有する本町は、町内全域に小集落が点在する地理的特質上、町道の総延長は239.4kmと県内の他町村と比べても長く、その維持管理が課題となっています。町道は、集落の生活道路及び基幹道路へのアクセス道路として重要で、引き続き整備に努める必要があります。

また、本町は中国山地の中央に位置し、北には鳥取県の主要都市である米子市、西には島根県、南には広島県、岡山県の三県と接する町で、米子市から他県、他県から米子市へのアクセスの要所となっています。そのため、広島市と米子市を結ぶ一般国道183号や岡山県新見市と本町を結ぶ主要地方道新見日南線、島根県奥出雲町と本町を結ぶ一般県道横田伯南線などは圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしています。昨今頻発するゲリラ豪雨や台風等の影響による幹線道路の通行止めに備えて、町道による迂回ルートの構築・確保が重要性を増しています。

また、豪雪地帯である本町においては、冬期間における安全で円滑な交通確保が必要です。

町道は、平成26年4月1日現在において、実延長229.1km、改良済148.3km（64.7%）、舗装済延長191.4km（83.6%）です。改良率、舗装率ともに県内平均（鳥取県市町村道改良率65.3%、舗装率89.6%）を若干下回っており、早急に改良・舗装しなければならない路線があります。また、橋梁・舗装・トンネル・法面等の道路施設については、現状を把握し、第三者被害を防止するため、年次計画的に修繕計画を作成して対処する必要があります。

このほか、本町の基幹産業である林業は現在、本格的な伐期を迎えており、伐採搬出のための林道の整備が必要となっています。

## ② 公共交通機関

本町にはJR伯備線の2つの駅がありますが、特に生山駅は特急電車の停車する駅として近隣の町や県外からの利用者も多く、地域にとって重要な役割を担っています。今後、より利用しやすい駅となるよう、JRをはじめ関係機関と連携しながら、さまざまな調整を図る必要があります。

広大な面積を有する本町の生活バス路線の確保という重要な課題に対応するため、平成16年10月から、市町村有償運送による町営バス運行を開始しました。平成21年度からは小学校統合に伴う通学バスとしての役割のほか、バス路線の空白地域等を対象としたデマンドバス運行にも取り組んでいます。

その他、生山・霞地域では、駅や病院、公共施設、ショッピングセンターなどを経由する巡回バスの運行や、多里地域では、NPOが運行主体となった過疎地有償運送にも取り組んでおり、利用者の利便性の向上に努めています。

その一方で、人口減少や運転免許を所有者している高齢者が増加したことなどにより、バス利用者は年々減少の傾向にあります。

## ③ 情報通信

情報化基盤については、現在日南町タウンズネットにより、各世帯までのブロードバンドとテレビの視聴環境が整備されているところです。高速インターネットやケーブルテレビによる多チャンネルサービス、地域チャンネルによる議会中継などの行政情報や地域の話題の提供など、住民生活に欠かせないものとなっています。

しかし、情報通信量は技術とサービスの進歩に伴い増加を続けており、現在高速インターネットとして分類されているものも陳腐化の流れにあります。これに対応するため、超高速ブロードバンド基盤の整備を検討する必要があります。

携帯電話不感地区については、光ファイバー芯線の事業者への貸し出しや国の補助事業の活用などに



より、平成21年度末にはほぼ解消され、居住地域の屋外における情報格差は是正されてきています。今後、更にタウンズネット情報基盤を活用した行政情報サービスの向上や、災害に強い多様な情報連絡体制などの課題について対策が必要です。

#### ④ 地域間交流及び移住定住の促進

##### (ア) 地域間交流

地域間交流については、米カリフォルニア州スコット・バレー市、宮崎県日南市と交流を行ってきました。スコット・バレー市とは近年までホームステイの相互受け入れを行い友好を深め、日南市とは児童生徒の相互受け入れや商工会による雪のプレゼントなどの幅広い取組みを行ってきました。

また、にちなん食のバザール、天体界道100kmにちなんおろちマラソン全国大会をはじめとした各種スポーツ大会の開催やまちづくり協議会によるさまざまな取組みが行われ、さらに平成21年度からは農林業研修生の受け入れも始まり、多岐にわたる人や団体の交流の取組みが展開されてきました。

しかし、社会・経済情勢の変化のため、自治体間交流が停滞傾向にあるほか、各種スポーツ大会や地域の取組み等に携わる構成員の高齢化などにより開催が年々困難になるなど課題も明らかになっており、継続性や交流のあり方を検討していく必要があります。

##### (イ) 移住定住の促進

本町ではこれまで、「日南町いきいき定住促進条例」に基づく各種交付金、婚活事業などによる出会いの場の創出、各種媒体を利用した積極的な情報発信、空き家バンクを利用した移住者への住宅の紹介、子育て支援の充実など、人口減少に歯止めをかけるために移住定住を促す施策を積極的に展開してきました。しかし、若年層を中心とした人口減少の勢いが依然として止まらず、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルから抜け出せずにあります。

こういった状況からの脱却のため、若年層の人口増加策及び流出防止策を講じることが喫緊の課題となっています。そこで、本町ではまず、町の中心地域に住宅・公共施設・商業施設等を整備するとともに、利便性の高い交通ネットワークを構築することによって、町が持続・発展していくための拠点（コンパクト・ビレッジ）を形成していこうという「日南町中心地域整備構想」に着手しました。

また、平成27年8月には「まち・ひと・しごと創生 日南町人口ビジョン・総合戦略～創造的過疎のまちへの挑戦～」を策定、2040年の人口目標を3,427人と設定し、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むこととしました。総合戦略では次の3つの長期的ビジョンにより、具体的な施策を実施していきます。

- ・若い世代が安心して働き、希望通りの結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境の実現。
- ・日南町に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望の実現。
- ・町の特性に即した地域課題の解決に努め、町民が心豊かに生活できるような「多世代・多機能型」の生活サービス支援の推進。

#### (2) その対策

##### ① 道路

町内生活路線網の計画的な改良と促進に努めます。通学エリアの道路改良や除雪対策も引き続き推進します。また、道路施設の現状把握と修繕を順次行い、通行者への第三者被害を防ぎます。

このほか、必要な林道を順次整備していきます。

##### ② 公共交通機関

JR駅については、JR管理を基本としながら、施設の利便性の向上を促進し、「山陰の玄関」として県外周辺地域の利活用の推進などと並行して利用者の増加を図ります。そのために、構内のバリアフリー化など関係機関との協議を行っていきます。

路線バス、デマンドバスについては、県の運行補助制度を活用しながら運行体制の維持に努めていますが、更に利便性、効率性を検証し、地域の実情に即した運行体系の見直しを図っていきます。また、計画的な運行車両の更新や、県境を跨いだ広域バス路線の利便性の向上に向けた取組み等も行っていきます。

### ③ 情報通信

情報化においては、より高品質なHD画質の映像などの情報を双方向でやり取りすることも考慮し、放送通信関係設備の高性能化を行うとともに、各世帯までの光ファイバーケーブル敷設による超高速ブロードバンド基盤の整備を行い、必要な通信帯域の確保を図ります。

また、屋外広域無線通信環境の構築により、高齢者や子どもの見守り、災害発生時における情報の確実な提供、観光振興および交通機関の利用促進など安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

### ④ 地域間交流及び移住定住の促進

#### (ア) 地域間交流

- a. 地域間交流は、従来型の事業にとどまらず、民間を主体とした交流に広げるとともに、地域産業との連携や観光振興に繋がる交流事業に力を入れます。また、本町の歴史や文化そして文豪とのかかわりや豊かな自然を背景とした希少動植物などの素材を生かした取組みなど、幅広い分野で取り組みの拡大を図り、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。
- b. 従来からある地域の祭りやイベント、伝統芸能などにおいては、個々のイベントへの参加だけでなく、複数の地域を訪れることでより多くの人々がふれあうことのできるような体制づくりを目指します。
- c. 平成28年4月にオープンする道の駅を地域間交流に積極的に活用します。
- d. グローバル化が進展する中で、中学校英語教育などの人材育成や地域の活性化を図るため、国際交流にも力を入れます。
- e. 町内の各地域で語り継ぐ人材の育成に取り組めます。

#### (イ) 移住定住の促進

多様化する移住定住やUIJターンなどの各ニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と定住支援、環境整備に取り組んでいきます。

- a. 移住ターゲットをシングルマザーやスローライフを希望する方とし、新たに移住される方に対する住宅の確保等の受け入れ環境整備体制を構築します。
- b. 本町へ移住したい方、した方に対する生活に関するフォロー体制を構築していきます。
- c. 県内市町村と広域連携し、移住・定住促進に向けた取組みを行います。

### (3) 計 画

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について事業計画を次のとおり定めます。

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

				備考
--	--	--	--	----

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	
		大菅阿毘縁線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	
		生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
		福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	
		佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	
		日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	
		立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	
		野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	
		町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)m	町	
		北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	
		舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	
		法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	
		トンネル修繕 三国山線	町	
	町	町道落石危険防止対策事業		

	橋りょう	橋りょう補修 塚原上石見線外21路線	町	
(3)林 道		林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m	町	
		森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	
		道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	
(6)電気通信施設等 情報化のための 施設		行政防災無線更新(デジタル化)	町	
		その他の情報化のための施設 (地域チャンネルHD化)	町	
	有線テレビジョン放 送施設	CATV設備等の更新に向けての施 設整備事業(FTTH化)	町	
(7)自動車等	自動車	町営バス9台購入	町	
(9)道路整備機械等		除雪ドーザ6台	町	
(11)過疎地域自立 促進特別事業		災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなど に表示するためのシステムを導入し 住民の安全を図る)	町	
		タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助 成を行い、地域交通の確保を図る)	町	
		県境を跨いだ広域バス運行への補 助 (バス路線への運行助成を行い、地 域交通の確保を図る)	町	
		日南町いきいき定住促進条例に基 づいた交付金事業(人口増加・定住 を促進するために設置した同条例 に基づき、条件を満たした移住・定 住者に結婚祝い金・定住奨励金・住 宅改修補助金を交付する)	町	
(12)その他		バス停設置助成	町	
		生山駅バリアフリー化	町	

--	--	--	--	--

## 4. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 廃棄物処理

広大な町土に展開する豊かな自然とその恵みを次世代に継承していくためには、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていくとともに、日野川流域の市町村や地域貢献支援事業を展開する鳥取大学と連携しながら、積極的に自然環境を保全・活用していく必要があります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しを踏まえたエネルギーシフトの取組みやエネルギー・資源使用の一層の合理化などによる温室効果ガス削減の新たな目標達成、循環型社会の実現、豊かな自然環境の保全など、本町が目指すべき持続可能な社会の実現に向けて更に一層の取組みが必要な状況にあります。

こうした快適な生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、廃棄に支えられた社会様式を見直し、「廃棄物を生まない循環型社会」を形成していかなければなりません。近年、ごみ減量化の取組み及び人口減少の影響もあり、ごみの排出量は減少傾向にありましたが、平成24年度から増加傾向に転じています。鳥取県が進める4つのR、Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再利用する）を参考に、ごみ資源の循環を図りたいと考えます。また、鳥取県西部広域行政管理組合による可燃ごみ処理施設の建設計画の中止により、平成43年度までは、清掃センターの延命化を図ることが決定しました。将来のごみ処理についても、西部広域行政管理組合で検討を進めていますが、効率性、利便性等総合的な見地から地域のごみ処理のあり方を決定する必要があります。

#### ② 給水施設および下水処理施設

上下水道は、上水道で普及率が7割、下水施設で整備率8割に達していますが、散在する小規模集落等に対応した給水施設や浄化槽の積極的整備を行い、さらに中心地域整備事業、定住促進事業に必要なライフラインの確保に努める必要があります。こうした上下水道事業に係る維持管理費や公債費償還に対応したコストバランスをどのように図っていくのかが大きな課題となっています。

#### ③ 住宅整備

公共住宅については、町営が10団地77戸、県営が2団地15戸整備されていますが、経年劣化が進む住宅もあり、また入居者の高齢化も目立っています。一方、近年の福祉・木材事業所等での若者層の雇用増加による住宅需要に対して対応が困難な状況も生じており、定住の基本施策としてニーズにあった住宅の整備が求められています。

#### ④ 消防救急施設

消防組織体制は、西部広域行政管理組合で組織する常備消防を中核に非常備公設消防と自衛消防により編成されています。西部広域行政管理組合における行財政改革の取組みの中で消防・救急体制が集約化・効率化される中、地域の非常備消防及び自衛消防の必要性が高まる一方で、各地域での昼間居住者の高齢化が進み、初期消火能力の低下等、今後の消防・救急体制の確保・維持が懸念されています。

## ⑤ 空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

本町は、平成25年現在で空き家率が約17%と県内の平均を大きく上回る水準にあります。また、転出超過が続いている状況や、高齢単身世帯（65歳以上の単身世帯）と高齢夫婦世帯（夫65歳以上で妻60歳以上の夫婦一組の世帯）を合わせた割合が約40%に達している状況などから、今後も空き家の増加が見込まれています。

こうした状況の中で、適正に管理されず放置された空き家や、倒壊のおそれがある老朽危険家屋等により、地域の住民生活や景観への影響が問題となっています。

本町ではこうした空き家問題に対して、空き家情報活用制度（空き家バンク）による空き家の利活用や、老朽危険家屋等解体撤去補助金による空き家の除却を促進する事業を行っています。また、平成27年度に施行された「空き家対策特別措置法」に基づき、空き家対策協議会を設置して空き家等対策計画を策定したほか、老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置を実施するなど、家屋の適切管理を促す体制づくりに努めています。

## （２）その対策

### ① 廃棄物処理

平成2年に竣工した清掃センターは、平成13年度に基幹改良工事を行ったものの、老朽化は進んでおり、その延命化には定期的な修繕工事が必要です。また、ごみの排出を抑制し、生ごみ、布類、プラスチック類等の再資源化についての処理体制の整備を促進し、町民及び事業者の積極的な参画を得ながら、資源化・リサイクルを推進、広域処理や民間での再資源化等、適正かつ効率的なシステムを構築します。

### ② 給水施設および下水処理施設

簡易水道は、既存施設の基幹改良を実施し水の安定供給に努めます。また、散在する小規模集落などの未普及地域に対応した補助制度を継続していきます。

農業集落排水処理施設整備区域において、接続率の向上に努めると共に老朽化した施設の更新により汚水処理を維持します。また、未整備地区は、浄化槽設置の整備を推進し普及率の向上による生活排水対策に努めます。

中心地域整備事業による各種施設整備に伴う簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。上下水道の効率的な維持管理と料金改正を行いながら財務状況を検証しつつ、民間業者による維持管理業務の委託と公営企業会計法適用化の整備を進めます。

### ③ 住宅整備

住宅需要は、近年の福祉・木材加工事業所等新たなニーズやJ Iターンに対応できる空き家活用など多様化しており、これに対応する住宅の確保は人口の増減に直接関わる課題であることから、未利用町有地活用や空き家活用推進など民間事業者の参入等も含め、定住推進の視点で検討していく必要があります。

定住推進の為の支援を行い、また、町内の住宅関連産業の活性化を図りながら、町民の住環境の向上に努めていきます。

### ④ 消防救急施設

消防施設については、公設消防車の更新を行うとともに、経年劣化が進んでいる消防ポンプの軽量化や消火栓等の整備にも取り組み、初期消火に努めます。また、集会所等の地域の防災拠点の整備も進めます。

### ⑤ 空き家の利活用や老朽危険空き家等の除却の促進

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利活用可能な空き家については移住定住の受け皿や地域活性化の拠点施設としての提供・利活用を促し、老朽危険家屋については除却を促すことにより、地域の安全や生活環境の維持保全を図っていきます。

また、鳥取大学など研究機関と協力して、空き家などの不在村地主問題の解決策を模索していきます。

### (3) 計 画

生活環境の整備について事業計画を次のとおり定めます。

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	
	(2) 下水道処理施設 農村集落排水 施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	
		浄化槽市町村整備推進事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町	
		し尿処理施設	汚泥再生処理センター設置負担金	三町
	その他	プラスチック選別処理施設整備事業	西部広 域	
	(5) 消防施設	可搬消防ポンプ B3級 10 台	町	
		耐震性貯水槽整備 2基	町	
		公設消防車 1 台	町	
		消火栓	町	

	5基		
(7) 過疎地域自立 促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	
	集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	
	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	
	簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
	簡易水道施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
	公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
	農業集落排水処理施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
	農業集落排水処理施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
	公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
	<u>定住促進住宅建設助成事業</u> ( <u>人口減少が続く本町において、転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く、利便性の高い町有地を安価で賃借し、新築する住宅に対して補助金を交付する。</u> )	町	

## 5. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点



## ① 高齢者福祉

町の総人口は、毎年減少の一途にあります。65歳以上の人口は、住民基本台帳によると、平成26年8月末の2,462人をピークに減少に転じており、平成26年度末で2,436人となり、高齢化率は47.1%と上昇しました。75歳以上人口も平成23年度以降減少に転じています。今後は、65歳以上人口、75歳以上人口とも減少の見込みですが、85歳以上人口については（平成26年度末634人）、平成32年ごろまでは増加する予測です（平成32年度末推計770人）。

平成17年度と平成22年度の国勢調査を比較すると、65歳以上がいる高齢者世帯は1,716世帯（一般世帯の78.2%）から1,636世帯（同78.1%）とやや減少し、高齢者夫婦のみの世帯は465世帯（一般世帯の21.2%）から421世帯（同20.1%）とやや減少、高齢者単独世帯は375世帯（一般世帯の17.1%）から417世帯（同19.9%）と増加しています。世帯数が減少する中、1人暮らし高齢者は増加しており、高齢者の孤独化が一段と進行し、家族介護力はいつそう低下してきています。

平成12年度から介護保険法が施行され、本町も介護保険者あるいは介護サービス提供事業者として着実に対応を行ってきました。介護事業への民間参入がほとんどみられない中であって、平成12年度には日南病院に一部介護型の療養型病床群を併設しました。また、平成16年には社会福祉法人日南福祉会が設立され、平成17年に県立特別養護老人ホームを移転新設した介護老人福祉施設「あかねの郷」とともに、町内の居宅介護サービス施設を指定管理により運営しています。また、認知症の介護に対応したグループホーム「虹の郷」2ユニット（定員18人）を日南福祉会により建設、平成20年度から運営を開始し、また平成22年度には、グループホーム「あさひの郷」2ユニット（定員18人）を町が整備し、急激に進む高齢化に対応できる体制を整備してきました。さらに平成22年には、あかねの郷短期入所生活介護を9床増床して19床とし、介護サービス提供体制を強化しました。

課題としては、設備・備品等について開設以降の経年劣化のため、修繕や更新が必要となっています。

また、全国的に介護職員の不足が課題となっている昨今、本町においても介護・看護職員の不足が深刻化しています。短期入所受入れ人数を減らす、デイサービスセンターを1箇所休止する、グループホームを1ユニット休止するなど、介護職員が不足する中、町民に必要なサービスを切れ目なく提供するために、様々な工夫をして対応していますが、介護人材の養成と確保が、喫緊の課題となっています。

今後は、平成27年3月に策定した「第6期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉医療サービスの充実に努めるとともに、介護人材確保に努める必要があります。本町では、新しい総合事業に県下で唯一平成27度から取り組み、高齢者の介護予防と日常生活支援、地域での支え愛の仕組みづくりに努力をしているところです。

第6期計画で重点的に取り組む課題は、次の8項目です。

- ・地域包括ケアシステムの構築・充実
- ・支え愛ネットワーク構築事業の推進
- ・新しい介護予防・日常生活支援事業の円滑な実施
- ・認知症施策の推進
- ・在宅医療と介護の連携
- ・高齢者の権利と尊厳の確保（権利擁護事業の推進）
- ・健康づくり、介護予防、生きがいくりの推進
- ・暮らし続けられる高齢者の住まい（サービス付き高齢者住宅等）の整備

## ② 障がい者福祉

障がい者福祉においては、平成26年度に「日南町障がい者プラン（第4期日南町障がい者計画・第4期日南町障がい福祉計画）」を策定しました。この計画に基づき、住み慣れた地域で、自立して社会参加を図ることができるように、施策を推進しています。課題としては、相談支援体制の充実、就労や社会

参加ができるよう事業所の整備や充実が必要です。特に家族の高齢化や一人暮らしの障がい者の増加に伴い、障がい者のためのグループホームの設置が課題となっており、整備が急がれます。さらに、地域の人々の理解を深め交流を広げるために、あいサポート運動を継続して推し進める必要があります。

### ③ 子育て支援

本町の児童の状況については、近年10年間（平成17年から26年）の推移をみると、合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する）は、単年で見ると全国や県を上回っていますが、出生数は17人から32人の間を推移しており、平均24人となっています。

このような状況下、町では子育て支援を重点施策として、従来の施策に加え「日南町こどもゆめ基金」を活用した施策を充実し、高校生までの医療費助成等により子育て環境の整備をするとともに、保育料の減免制度、子育て支援センターの新築・充実、事業所内保育の充実などに取り組んできました。

今後は、「日南町子ども・子育て支援事業計画」と「まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略」に基づき、相談機能の充実、小児科医師診療日の増加、ワークライフバランスを考慮した子育て支援策の充実等が求められています。

### ④ 幼児教育

幼児教育においては、平成26年度からは本園と2分園による3園体制の中、3歳未満児の保育の充実に取り組むとともに待機児童解消や、安心して子育てができるよう入所年齢の低年齢化への対応、子育ての相談など支援センター的な役割も担っています。又、発達の気になる子どもへの支援担当保育士を配置するなど専門性を活かした保育や保護者への支援を行っています。

平成21年の小学校統合に合わせ「保・小・中一貫教育」として目標を同じくした取り組みを行っています。保育園も一緒になり、子ども一人ひとりが「ふるさとを愛し、生き抜く力」を備えた自立した社会人となれるよう、今後も家庭・地域も併せた連携が必要と考えます。

平成3年から8年にかけて建設されたにちなん保育園の各園舎は20年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。

## （2）その対策

### ① 高齢者福祉

高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯が増加しており、今後、介護サービスへのニーズは増加すると思われます。サービスニーズを的確に捉えた介護サービス提供体制・介護予防体制・地域での支え愛体制の充実に取り組み、生き生きと安心して老後を過ごせるよう環境整備に努めます。特に経年劣化に伴う施設や設備等の更新が必要となっており、安心・安全な介護サービスが提供できるよう基盤整備に努めます。また、地域での生活が困難になった高齢者向けの賃貸住宅なども整備していきます。

このほか、介護系資格の取得を目指す学生に対して奨学金を貸与するなど、介護人材の育成・確保のための取組みを推進します。

### ② 障がい者福祉

障がい者支援のために、相談機能の充実、就労支援の充実、あいサポート運動の推進、グループホームの整備等を進めます。

### ③ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、移住定住推進施策に伴い予測される新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、小児科医師の診療日の拡大をめざします。併せて、適切な医療受診行動を取ることができるように家庭における看護力向上を目指した支援も展開します。その他、事業所内保育の充実、在宅育児世帯の支援、利用料のさらなる軽減等、子育て支援策を充実します。

### ④ 幼児教育

今後の幼児教育については、核家族化・保護者の就労形態の多様化等、保育環境の変化にともない、保育園を子育ての相談センターとして充実させるとともに、ふるさとを良く知り、愛着のもてる子どもに育つよう家庭・地域との連携や「保・小・中一貫教育」のさらなる強化を図ります。

また、豊かな心を育むよう、町の自然を十分に活かした特色ある保育を展開するとともに、野外保育の充実にも努め、心と身体の健全育成をめざします。

引き続き支援担当保育士を積極的に活用し、発達障がいを含む児童への早期対応に努め、他機関と連携をとりながら一人ひとりの発達を保障する保育、家庭支援を行います。

このほか、老朽化した保育施設の改修や設備の更新により、安心・安全な保育環境の構築に取り組んでいきます。

## (3) 計 画

高齢者等の保健・福祉の向上及び増進について事業計画を次のとおり定めます。

### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び	(1) 高齢者福祉施設 その他	特別養護老人ホームデイサービス センター特殊介護浴槽購入	町	
		高齢者福祉施設の改修	町	
		高齢者福祉施設の設備機器更新	町	
		デイサービスセンターの整備	町	
	高齢者生活福祉 センター	高齢者生活福祉センターの改修	町	
	老人ホーム	サービス付き高齢者住宅の整備	民間	

	(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	
	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
		介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	
		家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	
		<u>在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)</u>	町	

## 6. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町の医療体制は、町立日南病院が地域医療の中核を担うほか、個人医院1院、個人歯科医院1院があります。日南病院は現在、内科、外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科の7科体制、一般病床59床、療養病床40床(うち医療9、介護31)で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ在宅医療を柱に地域医療を展開しており、住民生活になくなくてはならない役割を担っています。

平成17年度からの地方公営企業法全部適用による管理者の設置、さらに平成20年度の第1期「日南町病院事業改革プラン」に続き、地域医療構想に基づいた「新日南町病院事業改革プラン」を策定し、より効率的な運営を目指しています。

町内の個人医院医師の高齢化も進んでおり、日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備や設備の改修も進めていく必要があります。

### (2) その対策

医療スタッフの確保対策として、医師住宅、職員住宅の整備、改修を行い、職員の勤務環境の向上を図ります。また、看護師、薬剤師等資格職を目指す者の育成のため貸付事業を継続するとともに就職支

度金制度、インターネットを利用したより積極的な情報発信により医師、看護師等医療スタッフ確保のための取組みを推進します。積極的な臨床研修医の受入による日南病院での地域医療の理解を深め、総合医の養成さらに日南病院への魅力度を増加させるように努めます。

また、地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である距離、時間を克服するための対策を推進します。

### (3) 計 画

医療の確保について事業計画を次のとおり定めます。

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
5. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	病院施設の改修等	町	
		医療機器等整備	町	
		医師住宅、職員住宅の整備改修	町	
	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	医療技術職員資格取得資金貸付事業 (将来町立病院の看護師を目指す 人に資格取得に要する経費の貸付 支援を行い、取得後採用した場合 には返済を免除する)	町	
		職員就職支度金貸付事業 (医療スタッフ確保のために、就職 の際に必要な経費等を支度金 として貸し付ける)	町	
		医療職員確保のための情報発信委 託事業 (医療系専門職求人サイトを利用し た情報発信により、医療スタッフの 確保を図る)	町	
		過疎地の勤務医論文検索システム対 策 (医師の医療研究のためのインター ネットによる学術論文検索サービ スを提供するための経費)	町	
		過疎地の勤務医研修支援事業 (特に若手医師の研究派遣によるモ チベーションの確保対策)	町	

## 7. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

平成21年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、めざす子ども像を小中学校で共有しながら、保育園と小学校との接続も含め、「保・小・中一貫教育」を進めてきました。平成27年度からは、教育課程特例校の指定を受け、小中学校9年間を見通した新教科「ともいき科」を設置し、本町独自の一貫教育に取り組み始めたところです。

現在、本町学校教育の大きな課題は、「学力向上」であり、その基盤となる「自己効力」「自尊感情」の育成が重要です。小中学校では、「知識構成型ジグソー法」による授業改善を進めるとともに、「自己効力測定尺度」を活用した自己肯定感の育成など、学習意欲の向上を図っています。長期休業中の「サマースクール」「ウィンタースクール」や平成26年度以降実施している土曜日等を活用した授業「にちなんサポート」を実施し、子どもたちの自主的な学習を支援しています。

学習環境の面では、普通教室に電子黒板、小学4年生以上の全児童生徒にタブレット端末を導入し、より効果的効率的な学習を支援するためのICT教育の充実を図っています。

子どもたちを取り巻く環境が複雑化しており、支援の必要な児童生徒が増えています。そのため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育推進員を配置し、各関係機関と連携しながら、子どもたちの支援を進めています。また、統合以降各地域と子どもたちの繋がりが希薄になりつつあります。学校教育においても地域の力、人材を活用した教育が必要不可欠であり、現在学校支援コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアの活用を進めています。さらに平成27年度より学校教育推進協議会を設置し、地域や家庭と連携した教育活動の充実を図っています。

施設面においては、「日南町中心地域整備構想」に基づく「町の教育拠点エリア」として、構想に沿った施設整備等の取組みが必要となっています。

#### ② 社会教育

##### (ア) 社会教育・文化振興

従来、町内では様々な趣味や文化的な分野の団体などからなる日南町文化協会、高齢者を対象とした人生学園などを中心に自主的な活動が展開されてきました。しかし、構成員の人数減少と高齢化により活動を縮小せざるを得ない状況も生じている現状の中、活動団体やサークルなど連携しながら活動をしています。

また、社会教育・文化振興の拠点として総合文化センターを中核に、平成18年度からは地域の生涯学習の拠点として地域のまちづくり協議会が中心となり、住民が主体となって地域の学習活動を進めてきました。しかし、組織の拡大と複雑化の中で、地域で学習を進めている小グループなどへの支援が行き届かない状況も生じています。従来、公民館が担ってきたような文化活動・学習活動への支援及び団体、個人を相互に結び付け、地域の活性化を図ることが求められています。美術館、図書館、郷土資料館、人権教育施設などを活用して社会教育並びに文化行政を推進しています。

また、未来を担う青少年や女性の活躍の場を広げるため、それぞれの課題に応じた学習を実践していくことが求められています。今後、地域に有する施設の活用や支援体制を整えるなど、社会教育の拠点として地域と行政が連携した活用を推進していく必要があります。

##### (イ) 体育振興

スポーツの拠点としては、総合運動場、屋内体育館、武道館、テニスコートが集まった総合運動公園

を整備し、小・中学校との併用により活用されているほか、地域における日常的なスポーツ活動は、「まなび宿」と位置づけた旧小学校施設やふるさと日南邑・ゆきんこ村等による体育施設を利用するのが一般的です。スポーツ活動については、体育協会、スポーツ少年団、スポーツクラブ等が中心となり活動していますが、人口減少、少子・高齢化が進んでおり、組織の縮小・高齢化が課題となっています。今後は体力づくりと健康を視点とした活動として、体育団体だけでなく学校や地域、行政が連携し、だれもがいつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる活動を推進していく必要があります。

## (2) その対策

### ① 学校教育

最も重要な課題である学力向上の取り組みを推進するため、児童生徒の課題を焦点化しながら、保育園との連携も含め、子どもたちの成長の系統性を重視した教育活動の充実を図ります。特に、これまで取り組んできたアクティブラーニングの一手法である知識構成型ジグソー法による授業改善やICT機器を活用した主体的な学びを推進し、確かな学力の定着を図ります。英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成も図ります。

また、学校・家庭・地域や各関係機関と連携しながら、様々な学習機会を提供するとともに、豊かな地域資源や人材を活用した「学びの基礎力」と「生き抜く力」の育成に努めます。そして、高校教科書無償化や高校生通学費等の助成を行い、子育て支援にも取り組んでいきます。

さらに、中心地域整備構想に基づいた「教育の拠点」エリアとして、老朽化した施設・設備の更新、通学路の安全対策や教育施設としても利用している社会体育館の改修等、安心・安全な学習環境の構築について取り組んでいきます。

### ② 社会教育

#### (ア) 社会教育・文化振興

全町一体として、行政、各種団体及び学校と連携を図りながら、課題に応じた学習活動を提供し、実践することに努めます。

未来を担う青少年の育成については、体験活動などの機会を充実させ、地域を担う心豊かな子どもを育むとともに、自然や環境に関する学習機会の拡充に取り組み、実践活動へ結びつけ、体験活動や実践活動の支援などを通じて、地域で活躍する人材の育成に努めます。

地域においては、まちづくり協議会を主体としたそれぞれ特色ある地域の社会教育や地域で学習を進めているグループなどへの支援を推進するため、行政との連携の中で更なる推進や支援を図ります。

#### (イ) 体育振興

スポーツの拠点としての総合運動場は、学校教育施設と併用していますが、今後「教育の拠点」エリアとしてより活用が進むよう必要な整備を推進します。具体的には、総合運動場のナイター照明の改修や社会体育館等体育施設の耐震補強を目的とした施設の改修、テニスコートの駐車場等の整備を行い、施設の利用促進や有効活用を図るとともに誰もが気軽にスポーツに親しむために幅広いスポーツ活動の振興を図ります。

## (3) 計 画

教育の振興について事業計画を次のとおり定めます。

### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	老朽化施設の改修	町		
		教職員住宅	教員住宅整備改修	町	
		屋内運動場	照明機器等改修	町	
			衛生設備改修	町	
	(3)集会施設、体育施設 等	集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿等整備・改修	町	
		体育施設	社会体育館整備	町	
			テニスコート整備	町	
			総合グラウンド夜間照明改修	町	
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業		学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員研修 修会等を実施し、地域全体で教育 を支えるまちづくりを目指す)	町	
			国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流を通 じて英語に対する興味関心を高 め、国際感覚と英語でのコミュニケ ーション力の育成を図る)	町	
			ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新およびデジ タル教材の作成など、ICT教育の 推進により効果的効率的な学習を 支援する)	町	
			<u>高等学校教科書等助成事業 (日南町に居住または日南町出身 者の高校生等が高等学校等にお いて教育を受けることに係る保護 者等の経済的負担の軽減を図り、</u>	町	



		<u>教育の機会均等に寄与することを      目的に、高等学校(中等教育学校      の後期課程、高等専門学校の初      期の修業年限の3年間を含む)に      在籍する生徒の教科書と副教材      の費用を対象として補助する。)</u>	
--	--	---	--

## 8. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

総合文化センターを文化芸術の拠点施設として文化振興を積極的に推進し、併せて住民が優れた音楽や芸能を享受できる機会を提供してきています。平成17年度からは指定管理者制度を導入し、民間の柔軟な発想のもと、より住民目線での活動を展開してきました。伝統芸能、文芸、歴史、音楽、舞踊、書道、陶芸等様々な活動があり、ふる里まつりや日南文化展で作品や日頃の成果の発表等を行っています。各地域で守り育まれてきた地域の歴史や文化を再認識し、保存・継承する活動が、地域のまちづくり協議会や文化活動団体等から芽生えてきつつある一方で、高齢化により裾野を広げ若い世代を取り入れる必要性もあり、今後、地域と連携・協働しながら住む人が誇りと愛着を持てる文化環境づくりを進める必要があります。

郷土資料館においては、収蔵庫として町内の歴史的資料を収集・整備していますが、施設は旧小学校を使用しているため、老朽化が進んでおり施設整備等への取り組みが必要となっています。

また、図書館においては、調査研究や問題解決のための資料・情報提供の場としての機能を担っており、読書活動の推進や地域の民話伝承活動を行っています。美術館においては、幅広く日南町の文化・芸術の発掘に取り組んできました。郷土にゆかりのある芸術家の作品展や収集、株式会社サクラクレパスの創始者である佐武林蔵氏の出身地としてクレパスに特化した作品展や講演会、展覧会やクレパス画教室などの開催、小早川秋聲などの作品収集と展示など各種展覧会を随時開催しています。今後更に、住民のニーズや地域に根ざした取り組みに耳を傾け、より身近な文化芸術活動の拠点となるための更なる取り組みが求められています。

### (2) その対策

引き続き積極的な情報発信や地域の文化振興に取り組むとともに、文化活動の指導者養成を図り、各種団体の支援や運営補助を行います。また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能の保存振興など地域文化の所蔵、管理、保存や活用に対して、郷土資料館の整備や歴史的・文化的資源の保存・継承を進め、地域と連携をとりながら取り組みの推進及び支援を行います。郷土資料館は、施設老朽のため便所等水回りの修繕改修を進めていきます。

図書館については、単に図書館資料を収集・整理・提供することにとどまらず、情報拠点としての役割を広く周知し、一層の活動展開を図る必要があります。美術館については、町民の文化・芸術面における興味関心やニーズを把握しながら、更なる親しみがあり文化・芸術の拠点として充実した活動を行います。

また、総合文化センターを「公共サービスと文化芸術の拠点」と位置づけた情報発信機能の充実や憩いの空間としての施設の改修や設備の更新も含め、町民の利用促進を進めていきます。

### (3) 計 画

地域文化の振興等について事業計画を次のとおり定めます。

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	文化団体活動助成 (サークル活動等を支援すること で、文化の振興、社会教育の推進 を図る)	町	
		特色ある地域活動助成 (地域まちづくり協議会等が地域の 特性を活かした活動を推進すること に対し助成する)	町	
	(3) その他	文化センター設備等改修工事	町	
		郷土資料館の整備・改修	町	
		文化センター舞台装置更新	町	

## 9. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

少子高齢化、生活様式の多様化に伴い自治会機能が低下し、維持が困難となった地域の自治組織の改変を行うため、平成 18 年度に全町 7 つの地域にそれぞれ「まちづくり協議会」が設立されました。地域の活力を集中させ、地域の課題に住民が主体的に取り組むまちづくり協議会では、地域資源を活用したコミュニティビジネスや観光等、地域ごとに新たな活動が進められています。しかし、それらの活動は一地域に留まっているものも多く、広域に繋ぎ広げ循環していく仕組みづくりが重要課題となっています。

また、住民自身はその活動を理解し自分の事として取り組み、自助、共助、公助により、見守り居場所づくり等による高齢者の安心・安全な生活維持など、持続可能な地域づくりを進めることも急務となっています。

少子高齢化に伴う人口減少により、これまでの生活環境を維持することができなくなっています。

住民が誇りをもって安心して暮らし続けるために、住民ニーズの町政への反映は重要ではありますが、地理的条件、財政的、人口規模の面からも町全体を均一に発展させることは困難であるため、町の総合戦略に基づき、施策の選択と集中を図り再構築することが必要となってきました。

## (2) その対策

コミュニティの核であるまちづくり協議会との協働、連携、支援を図り10年が経過しました。住民のニーズも複雑多様化、高度化している中、今後も地域コミュニティの維持発展の充実のために、地域担当職員制度や一括交付金制度、集落支援員の配置、充実等支援体制を強化して取り組んでいきます。併せて、地域の活動等、日南町の魅力を伝える情報を共有し、移住定住施策の促進や、日南の魅力を若者等へ広く強く発信していきます。

また、地域の存続に大きく影響する町のランドデザインである新設「道の駅」を核とした「コンパクトヴィレッジ」を整備し、重層的な世代間、地域間の連携を図り新しい地域づくりを創出していきます。

## (3) 計 画

集落の整備について事業計画を次のとおり定めます。

### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
8. 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	
	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	集落支援員の設置(まちづくり協議 会の充実含む) (集落の維持のために行うさまざま な話し合い活動を行うための支援 員を各地域に確保する)	町	
		まちづくり協議会への集落維持・活 性化支援助成	町	
		若者の結婚・定住の促進 (婚活イベント等を開催し若者同土 の交流や地域の活性化を目指す)	町	
		中心地ゾーン現地測量等事業 (中心地域整備構想に基づき、対象 地域の測量調査等を実施する)	町	
		新卒者等地域就業支援事業 (新卒者等が町内企業に就職した 際に助成することで、雇用の創出、 定住促進を図る)	町	

		空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町
--	--	---	---

## 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ① 健全な財政運営

小泉内閣の三位一体改革にあわせて、「中央から地方へ」の流れが進められる中で、全国の市町村においていわゆる「平成の大合併」が進みましたが、本町では平成15年2月に当面単独自立の方針が決まりました。「地財ショック」による地方財政に危機感が高まる中、継続的な自治体財政の維持のために自治体における更なる行財政改革を推進し、「行革基本方針」に基づき平成18年度までを重点期間として集中的に行財政改革に取り組み、現在もその取組みを継続しています。

継続した行財政改革へ取り組む一方で、「日南町人口ビジョン・総合戦略」及び「日南町中心地域整備構想」を策定し、道の駅「にちなん 日野川の郷」の整備、子育て環境の充実、定住促進団地の整備など日南町へ移・職・住を促進する取り組みを行っています。

平成19年度に施行された「財政健全化法」により、平成20年度からの決算に基づき財政上の指標を公表することになりました。本町は行財政改革等の取組みにより、健全な財政状況となっています。しかし、財政力指数は極めて低く、歳入基盤の脆弱さは変わっていません。

#### ② 住民参画のまちづくり等

集落の維持活性化活動を展開するまちづくり協議会等の組織を中心に、住民参画のまちづくりに取り組んでいますが、歯止めがかからない少子高齢化の中、地域を担う力は弱体化してきています。活動を先導するメンバーの固定化や、参画住民の減少等要因は様々ありますが、安心・安全な暮らしができる町、住民が誇りをもって取り組むまちづくりをいっそう推進していくことが求められています。

#### ③ 自然エネルギー

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を機に、日本のこれからのエネルギー利用、エネルギー政策の在り方について、国民の関心が高まる中、本町では、平成23年12月、日南町再生可能エネルギー利用促進条例を制定しました。

町では、この条例の理念と平成14年度に策定した「日南町地域新エネルギービジョン」に基づき、平成24年12月、廃校となった石見東小学校の跡地に、出力0.34メガワットの石見東太陽光発電所を建設しました。その一方で、民間事業者による太陽光発電所の建設計画は、中国電力(株)の系統連系の空き容量の不足のため撤回となり、再生エネルギーの制度設計当時から言われていたへき地の送受電網整備の遅れが、本町でも露呈することとなりました。

現在、本町では、新日野上発電所、新石見小水力発電所、石見東太陽光発電所、以上3基の再生エネルギー発電施設が稼働しています。これら3基の施設の総発電量は、町内の一般家庭の消費電力の約50%をまかなっていることとなります。

日南町の広大な森林、農地、豊富な水は、町固有の貴重な資源です。そんな町の資源を活かしたバイオマス、太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進し、安心・安全な農林生産物の生産地として、地域経済の進展を図っていく必要があります。とりわけ、町土の9割を占める森林が保有する木質バイオマスエネルギーは、そのシステム選定によっては、エネルギー需給量に止まることなく、地域

経済の再構築・活性化、地域雇用の増加へと展開していく要素を多分に含んでいます。豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った木質バイオマスエネルギーの積極的な導入が望まれます。

## **(2) その対策**

### **① 健全な財政運営**

平成24年政権交代により、「地方創生」の名のもと引き続き地方分権への流れは進行しています。当初、平成28年3月末をもって期限切れとなる予定であった過疎地域自立促進特別措置法も東日本大震災により平成33年3月末まで暫定的に延長されることが決まり、改正過疎法に基づく過疎債の対策事業もソフト事業にも拡大されるなど地域のニーズに沿った支援も考慮されています。今後、各地域の工夫と地域の責任で自らの地域の継続と活性化を図っていくことが求められる時代となります。先行投資した既存施設等を効率的に活用し、住民との連携や役割分担の上で地域のニーズにあったソフト事業も含めた施策を、ポイントを絞り重点的に行っていきます。今後は、これまでの投資事業の成長を促す仕組みづくりを進めるとともに、既存の施設の有効活用を十分に図りながら、特に町内経済の活性化に繋がる重点的な先行投資にも取り組んでいく必要があります。

平成29年度決算からは、「統一基準による地方公会計制度」に基づき財務諸表の作成と公表が義務づけられることとなります。「財政健全化指標」とあわせ、住民への財政状況の積極的な情報公開に努めます。

### **② 住民参画のまちづくり等**

日南町に暮らす人が誇りを持って生活し、子ども達が将来このふる里で生きていきたいと感じられるようなまちづくりを進める中で、現在暮らしている人の満足だけでなく町外の人からも選ばれる町となる取組みの実践に努めなければなりません。

移住定住希望の方等町外の人にも、効果的に魅力を伝え、まちづくり協議会の取り組みとも合わせ、町全体を巻き込んで活性化に繋げていきます。その中で特に、核となる「人」の育成にも力を入れ、人と人とのコミュニケーションが住民の楽しみを生み、自主的に動く原動力をも引き出す活動を推進していきます。

### **③ 自然エネルギー**

本町のエネルギー消費の特徴は、地場産業の停滞により、運輸部門が全体の約50%を占めています。産業部門がこれに続きますが、家庭部門とほぼ同程度の20%と小さく、そのエネルギー消費の約半分を軽油に頼っています。つまり、町内運輸、産業部門の燃料の非化石エネルギーへの転換は、大きな課題と言えますが、残念ながら、町のとりうる手段は限られています。これに対し、家庭部門の約60%は灯油であり、主に暖房用の低熱利用に向けられています。加えて、電力による暖房利用も多いと推測することができますので、これらの熱需用を地域新エネルギーで代替できるならば、地球環境にとっても、地域の自立にとっても望ましく、また、町としても一定の対応が可能と考えられます。

本町における木質バイオマス利用の意義は、賦存状況が最大とされるというだけでなく、町の基幹産業である木材業、林業の再生にあります。ダイオキシン規制による廃材処理費用の抑制、国際標準になりつつある乾燥製材品の製造力強化、また、森林育成に不可欠な間伐材の利用先確保など、林業関係者の期待も高まっています。

これまで、木質バイオマスの実用化は、設備機器の導入コストや少量で分散している林地残材の取

集・運搬費用が嵩み、採算が見込めないため、これまで注目されてきませんでした。しかし、近年、廉価な小型燃焼機などの研究、開発が急ピッチで進み、公共施設はもちろんのこと、町内一般家庭の小規模分散的な熱需用に対する熱供給、燃料供給システム構築の検討は、町内の新たな起業意識の誘発に繋がっていくものと考えます。

具体的には、化石燃料消費量の現状と今後のエネルギー需要、そして、発電併設の適否を検討し、ペレット又は木材チップ等を燃料とする最適なボイラー設備等の導入効果を分析します。また、限りある資源を有効に使い負荷の少ない環境づくりを進め、日頃の日常生活や事業活動を見直して、蒔や炭などの代替エネルギーの利活用を図ります。そして、豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った自然エネルギーの積極的導入について、小水力・木質バイオマス・太陽光エネルギーを中心に数値目標を掲げて推進します。

### (3) 計 画

その他地域の自立促進に関し必要な事項について事業計画を次のとおり定めます。

#### 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める)	町	
		木質バイオマス発電事業助成(木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る)	町	
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業 (現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	
		LED等防犯灯の設置助成 (地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	
		住民参画協議会の実施 (移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	
	(2)自然エネルギーを利用するための施設・整備	木質バイオマスエネ利用設備	町	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	

		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	
--	--	------------------	---	--

(添付)

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかるハウス等整備に対する助成を行う)	町	
		トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
		企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	
		観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	
		観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子等を作成し、観光客誘致と情報発信を図る)	町	
		原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る)	町	
		担い手集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	
		農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	
		山林情報バンク事業委託 (山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図る)	町	
		野菜等振興補助 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	

		特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	
--	--	--	---	--

		トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	
		簡易水道原水等のペットボトル化 (地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	
		産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	
		町産米検査料助成事業 (町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	
		雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	
		ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取り組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町	
		<u>観光ウェブサイト制作委託事業</u> (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町	
		<u>古民家活用体験事業</u> (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町	
		<u>小規模事業者経営改善資金利子補給事業</u> (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)	町	



		タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	
		県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	
		日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業 (人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)	町	
3. 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	
		集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	
		住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	
		簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
		簡易水道施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
		公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
		農業集落排水処理施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
		農業集落排水処理施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
		公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
		<b>定住促進住宅建設助成事業</b>	<b>町</b>	

		(人口減少が続く本町において、転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く、利便性の高い町有地を安価で賃借し、新築する住宅に対して補助金を交付する。)		
4. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
		介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	
		家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	
		<u>在宅育児世帯支援事業</u> (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)	町	
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療技術職員資格取得資金貸付事業 (将来町立病院の看護師を目指す人に資格取得に要する経費の貸付支援を行い、取得後採用した場合には返済を免除する)	町	
		職員就職支度金貸付事業 (医療スタッフ確保のために、就職の際に必要な経費等を支度金として貸し付ける)	町	
		医療職員確保のための情報発信委託事業 (医療系専門職求人サイトを利用した情報発信により、医療スタッフの確保を図る)	町	
		過疎地の勤務医論文検索システム対策 (医師の医療研究のためのインターネットによる学術論文検索サービスを提供するための経費)	町	
		過疎地の勤務医研修支援事業 (特に若手医師の研究派遣によるモチベーションの確保対策)	町	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員県研修会	町	

		等を実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す)		
		国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図る)	町	
		ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新およびデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する)	町	
		<u>高等学校教科書等助成事業</u> ( <u>日南町に居住または日南町出身者の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校)の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の教科書と副教材の費用を対象として補助する。)</u> )	町	
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	文化団体活動助成 (サークル活動等を支援することで、文化の振興、社会教育の推進を図る)	町	
		特色ある地域活動助成 (地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する)	町	
8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む) (集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	
		地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成 (地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る)	町	
		若者の結婚・定住の促進 (婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す)	町	
		中心地ゾーン現地測量等事業 (中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する)	町	
		新卒者等地域就業支援事業 (新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る)	町	

		空き家・廃屋対策事業 (家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町	
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図り CO2 削減に努める)	町	
		木質バイオマス発電事業助成 (木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る)	町	
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業 (現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	
		LED 等防犯灯の設置助成 (地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	
		住民参画協議会の実施 (移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

市町村名 日 南 町

区 分	変 更 前	変 更 後	備考																																																
1. 産業の振興	<p>P. 11の本文中</p> <p>担い手確保の政策としては、現在ある農林業研修生制度を充実させるほか、若者に対して農業のこれまでのイメージを変える取組みを行い、農業参入への心的障壁を低下させます。</p>	<p>P. 11の本文中</p> <p>担い手確保の政策としては、現在ある農林業研修生制度を充実させるほか、<u>林業アカデミーを活用したさらなる研修制度の充実</u>、若者に対して農業のこれまでのイメージを変える取組みを行い、農業参入への心的障壁を低下させます。 <u>さらに、本町が誇る雄大な自然を老若男女問わず身近に感じられ、自然保護思想の高揚を図るための取組を進めていきます。</u></p>																																																	
	<p>P. 12の表中</p> <table border="1" data-bbox="470 632 1198 1477"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基盤整備 農業</td> <td>しっかり守る農村基盤交付金</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基盤整備事業負担金</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>公有林整備（保有管理等）</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町材利用促進助成</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合板・製材生産性強化支援事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町			基盤整備事業負担金	県		林業	公有林整備（保有管理等）	町			町材利用促進助成	町			合板・製材生産性強化支援事業	町		<p>P. 12の表中</p> <table border="1" data-bbox="1274 632 2002 1477"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基盤整備 農業</td> <td>しっかり守る農村基盤交付金</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基盤整備事業負担金</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>公有林整備（保有管理等）</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町材利用促進助成</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合板・製材生産性強化支援事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町			基盤整備事業負担金	県		林業	公有林整備（保有管理等）	町			町材利用促進助成	町			合板・製材生産性強化支援事業	町		
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																
(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町																																																	
	基盤整備事業負担金	県																																																	
林業	公有林整備（保有管理等）	町																																																	
	町材利用促進助成	町																																																	
	合板・製材生産性強化支援事業	町																																																	
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																
(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町																																																	
	基盤整備事業負担金	県																																																	
林業	公有林整備（保有管理等）	町																																																	
	町材利用促進助成	町																																																	
	合板・製材生産性強化支援事業	町																																																	

林業成長産業化モデル事業	町	
--------------	---	--

P. 12、13、14の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかるハウス等整備に対する助成を行う)	町	
	トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
	企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	
	観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	
	観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子等を作成し、観光客誘致と情報発信を図る)	町	
	原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る)	町	
	担い手集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	

P. 12、13、14の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかるハウス等整備に対する助成を行う)	町	
	トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
	企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	
	観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	
	観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子等を作成し、観光客誘致と情報発信を図る)	町	
	原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る)	町	
	担い手集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	

農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	
山林情報バンク事業委託 (山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図る)	町	
野菜等振興補助 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	
特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	
トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	
簡易水道原水等のペットボトル化 (地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	
産業遺産の活用に向けた学術調査 事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	
町産米検査料助成事業 (町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	
雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	

農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	
山林情報バンク事業委託 (山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図る)	町	
野菜等振興補助 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	
特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	
トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	
簡易水道原水等のペットボトル化 (地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	
産業遺産の活用に向けた学術調査 事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	
町産米検査料助成事業 (町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	
雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 84 999 233">ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)</td> <td data-bbox="999 84 1133 233">町</td> <td data-bbox="1133 84 1200 233"></td> </tr> </table>	ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1473 84 1805 233">ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)</td> <td data-bbox="1805 84 1939 233">町</td> <td data-bbox="1939 84 2007 233"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1473 233 1805 443"><u>観光ウェブサイト制作委託事業</u> (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)</td> <td data-bbox="1805 233 1939 443">町</td> <td data-bbox="1939 233 2007 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1473 443 1805 624"><u>古民家活用体験事業</u> (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)</td> <td data-bbox="1805 443 1939 624">町</td> <td data-bbox="1939 443 2007 624"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1473 624 1805 834"><u>小規模事業者経営改善資金利子補給事業</u> (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)</td> <td data-bbox="1805 624 1939 834">町</td> <td data-bbox="1939 624 2007 834"></td> </tr> </table>	ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町		<u>観光ウェブサイト制作委託事業</u> (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町		<u>古民家活用体験事業</u> (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町		<u>小規模事業者経営改善資金利子補給事業</u> (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町	
ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町																
ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町																
<u>観光ウェブサイト制作委託事業</u> (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町																
<u>古民家活用体験事業</u> (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町																
<u>小規模事業者経営改善資金利子補給事業</u> (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町																
<p>3. 生活環境の整備</p>	<p>P. 21の本文中</p> <p>③ 住宅整備 住宅需要は、近年の福祉・木材加工事業所等新たなニーズやJITターンに対応できる空き家活用など多様化しており、これに対応する住宅の確保は人口の増減に直接関わる課題であることから、未利用町有地活用や空き家活用推進など民間事業者の参入等も含め、定住推進の視点で検討していく必要があります。 また、町内の住宅関連産業の活性化を図りつつ、町民の住環境の向上に努めていきます。</p>	<p>P. 21の本文中</p> <p>③ 住宅整備 住宅需要は、近年の福祉・木材加工事業所等新たなニーズやJITターンに対応できる空き家活用など多様化しており、これに対応する住宅の確保は人口の増減に直接関わる課題であることから、未利用町有地活用や空き家活用推進など民間事業者の参入等も含め、定住推進の視点で検討していく必要があります。 <u>定住推進の為の支援を行い、また、町内の住宅関連産業の活性化を図りながら、町民の住環境の向上に努めていきます。</u></p>															
	<p>P. 22、23の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1257 667 1315">事業名</th> <th data-bbox="667 1257 999 1315">事業内容</th> <th data-bbox="999 1257 1133 1315">事業主体</th> <th data-bbox="1133 1257 1200 1315">備考</th> </tr> </thead> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	<p>P. 22、23の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 1257 1473 1315">事業名</th> <th data-bbox="1473 1257 1805 1315">事業内容</th> <th data-bbox="1805 1257 1939 1315">事業主体</th> <th data-bbox="1939 1257 2007 1315">備考</th> </tr> </thead> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考							
事業名	事業内容	事業主体	備考														
事業名	事業内容	事業主体	備考														



(7) 過疎地域自立 促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、 集落の維持を図るため、賃貸 住宅を整備する者が建設資金 の借入れを行う際の利子助成 を行うことで建設を促す)	町	
	集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集會 所・消防施設等の整備・改修 を支援することにより、地域 の防災力の向上を図る)	町	
	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し 住宅環境を改善することで、 空き家・廃屋を未然に防ぐと 共に、空き家の撤去を行い安 心安全な景観をつくる)	町	
	簡易水道施設管理システム導 入事業 (公営企業会計システムを導 入し、経済性の発揮と公共の 福祉の増進を図る)	町	
	簡易水道施設監視システム導 入事業 (現在人海戦術で行っている 施設の監視をICT化し、省 力化を図る)	町	
	公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向 け、現在有する資産等を正確 に把握する)	町	
	農業集落排水処理施設管理シ ステム導入事業 (公営企業会計システムを導 入し、経済性の発揮と公共の 福祉の増進を図る)	町	
	農業集落排水処理施設監視シ ステム導入事業 (現在人海戦術で行っている 施設の監視をICT化し、省 力化を図る)	町	

(7) 過疎地域自立 促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、 集落の維持を図るため、賃貸 住宅を整備する者が建設資金 の借入れを行う際の利子助成 を行うことで建設を促す)	町	
	集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集會 所・消防施設等の整備・改修 を支援することにより、地域 の防災力の向上を図る)	町	
	住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し 住宅環境を改善することで、 空き家・廃屋を未然に防ぐと 共に、空き家の撤去を行い安 心安全な景観をつくる)	町	
	簡易水道施設管理システム導 入事業 (公営企業会計システムを導 入し、経済性の発揮と公共の 福祉の増進を図る)	町	
	簡易水道施設監視システム導 入事業 (現在人海戦術で行っている 施設の監視をICT化し、省 力化を図る)	町	
	公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向 け、現在有する資産等を正確 に把握する)	町	
	農業集落排水処理施設管理シ ステム導入事業 (公営企業会計システムを導 入し、経済性の発揮と公共の 福祉の増進を図る)	町	
	農業集落排水処理施設監視シ ステム導入事業 (現在人海戦術で行っている 施設の監視をICT化し、省 力化を図る)	町	

公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
---	---	--

公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
<u>定住促進住宅建設助成事業 (人口減少が続く本町において、転入者等の定住促進対策として、生山駅に近く、利便性の高い町有地を安価で貸借し、新築する住宅に対して補助金を交付する。)</u>	町	

4. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

P. 25の本文中

③ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、移住定住推進施策に伴い予測される新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、小児科医師の診療日の拡大をめざします。併せて、適切な医療受診行動を取ることができるように家庭における看護力向上を目指した支援も展開します。その他、事業所内保育の充実、利用料のさらなる軽減等、子育て支援策を充実します。

P. 26の本文中

③ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、移住定住推進施策に伴い予測される新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、小児科医師の診療日の拡大をめざします。併せて、適切な医療受診行動を取ることができるように家庭における看護力向上を目指した支援も展開します。その他、事業所内保育の充実、在宅育児世帯の支援、利用料のさらなる軽減等、子育て支援策を充実します。

P. 26の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	

P. 27の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	

家庭看護力の向上（診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する）	町	
--	---	--

家庭看護力の向上（診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する）	町	
<u>在宅育児世帯支援事業（親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。）</u>	町	

6. 教育の振興

P. 29の本文中

① 学校教育

最も重要な課題である学力向上の取り組みを推進するため、児童生徒の課題を焦点化しながら、保育園との連携も含め、子どもたちの成長の系統性を重視した教育活動の充実を図ります。特に、これまで取り組んできたアクティブラーニングの一手法である知識構成型ジグソー法による授業改善やICT機器を活用した主体的な学びを推進し、確かな学力の定着を図ります。英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成も図ります。

また、学校・家庭・地域や各関係機関と連携しながら、様々な学習機会を提供するとともに、豊かな地域資源や人材を活用した「学びの基礎力」と「生き抜く力」の育成に努めます。

さらに、中心地域整備構想に基づいた「教育の拠点」エリアとして、老朽化した施設・設備の更新、通学路の安全対策や教育施設としても利用している社会体育館の改修等、安心・安全な学習環境の構築について取り組んでいきます。

P. 30の本文中

① 学校教育

最も重要な課題である学力向上の取り組みを推進するため、児童生徒の課題を焦点化しながら、保育園との連携も含め、子どもたちの成長の系統性を重視した教育活動の充実を図ります。特に、これまで取り組んできたアクティブラーニングの一手法である知識構成型ジグソー法による授業改善やICT機器を活用した主体的な学びを推進し、確かな学力の定着を図ります。英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成も図ります。

また、学校・家庭・地域や各関係機関と連携しながら、様々な学習機会を提供するとともに、豊かな地域資源や人材を活用した「学びの基礎力」と「生き抜く力」の育成に努めます。そして、高校教科書無償化や高校生通学費等の助成を行い、子育て支援にも取り組んでいきます。

さらに、中心地域整備構想に基づいた「教育の拠点」エリアとして、老朽化した施設・設備の更新、通学路の安全対策や教育施設としても利用している社会体育館の改修等、安心・安全な学習環境の構築について取り組んでいきます。

P. 30、31の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
-----	------	------	----

P. 31、32の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
-----	------	------	----

(4) 過疎地域自立促進特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員県 研修会等を実施し、地域全体 で教育を支えるまちづくりを 目指す)	町	
	国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流 を通じて英語に対する興味関 心を高め、国際感覚と英語で のコミュニケーション力の育 成を図る)	町	
	ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新お よびデジタル教材の作成な ど、ICT教育の推進により 効果的効率的な学習を支援す る)	町	

(4) 過疎地域自立促進特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員県 研修会等を実施し、地域全体 で教育を支えるまちづくりを 目指す)	町	
	国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流 を通じて英語に対する興味関 心を高め、国際感覚と英語で のコミュニケーション力の育 成を図る)	町	
	ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新お よびデジタル教材の作成な ど、ICT教育の推進により 効果的効率的な学習を支援す る)	町	
	<u>高等学校教科書等助成事業</u> ( <u>日南町に居住または日南町</u> <u>出身者の高校生等が高等学校</u> <u>等において教育を受けること</u> <u>に係る保護者等の経済的負担</u> <u>の軽減を図り、教育の機会均</u> <u>等に寄与することを目的に、</u> <u>高等学校(中等教育学校の後</u> <u>期課程、高等専門学校の初期</u> <u>の修業年限の3年間を含む)</u> <u>に在籍する生徒の教科書と副</u> <u>教材の費用を対象として補助</u> <u>する。)</u>	町	

1. 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						備考	
				概算 事業費	年 度 別 区 分						
					28	29	30	31	32		
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	しっかり守る農村基盤交付金	町	71,000	11,000	15,000	15,000	15,000	15,000		
		基盤整備事業負担金	県	17,800	2,100	4,800	10,900				
		林 業	公有林整備 (保育管理等)	町	136,000				68,000	68,000	
			町産材利用促進助成	町	900				450	450	
			合板・製材生産性強化支援事業	町	83,400	83,400					
			林業成長産業化モデル事業	町	542,810		40,935	121,875	180,000	200,000	
	(3) 経営近代化施設 農 業	農業機械導入補助	町	12,850			2,850	5,000	5,000		
		林 業	高性能林業機械導入補助	町	35,000			35,000			
	(7) 商業 共同利用施設 その他	中心地域整備事業 隣接地等 整備	町	6,000				3,000	3,000		
	(8) 観光又はレク リエーション	観光・レクリエーション施設整備	町	29,500	8,500	12,100	4,300	2,300	2,300		
		歴史・産業遺産施設整備等	町	2,000				1,000	1,000		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかる ハウス等整備に対する助成を行 う)	町	30,664	5,562	6,977	6,125	6,000	6,000	
		トマトハウス団地造成事業(ハウ ス団地の整備を支援することに よって、地域における農業の生 産額拡大や担い手の育成を図 る)	町	21,000			7,000	7,000	7,000	
		企業支援対策(補助交付、貸付 金、機器リース助成)(企業等の誘 致や新たな起業の活性化を図る ため、助成金や貸付け等を行う)	町	42,500	5,500	6,700	10,300	10,000	10,000	
		観光ガイドボランティア育成への 支援等(観光ガイドボランティア を育成、活用し町の交流人口拡 大を図る)	町	730	30		500	100	100	
		観光ガイドブックの作成(町の紹 介冊子等を作成し、観光客誘致 と情報発信を図る)	町	4,200	4,200					
		原木価格安定対策事業(木材加 工流通業者の仕入れ価格を軽 減することで、林業関係者の経 営安定を図る)	町	170,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	
		担い手集積助成事業(担い手農 家への農地集積を促進し、遊休 農地の減少と特定農業団体の 育成を図る)	町	22,000	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		農業者支援補助事業(農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	19,600	5,000	2,500	2,100	5,000	5,000	
		山林情報バンク事業委託(山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図り、適正な管理を実施する)	町	1,845	1,845					
		野菜等振興補助(農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	71,000	14,000	17,000	15,000	12,500	12,500	
		特産品ブランド化事業(現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	12,000			2,000	5,000	5,000	
		トマト選果場利用促進事業(出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	29,600	6,000	6,000	7,000	5,300	5,300	
		簡易水道原水等のペットボトル化(地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	2,000	1,000	1,000				
		産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	600	600					

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
		町産米検査料助成事業(町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	29,341	4,190	4,736	6,805	6,805	6,805	
		雌牛導入奨励事業(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		ワークライフバランス推進事業(仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町	900	900					
		観光ウェブサイト制作委託事業(観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町	5,000		5,000				
		古民家活用体験事業(町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町	7,500		3,000	1,500	1,500	1,500	
		小規模事業者経営改善資金利子補給事業(日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町	961		146	215	300	300	
	(10) その他	鳥獣害防止対策	町	80,347	10,787	12,860	18,900	18,900	18,900	
	小 計	—	—	1,494,048						



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	462,980						
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	462,980						
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
2. 交通通信体 系の整備、情 報化及び地域 間交流の促進	(1) 市町村道  道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	184,556	2,406	38,050	44,100	50,000	50,000	
		大菅阿毘線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	129,000			43,000	43,000	43,000	
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	25,000				25,000		
		生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	113,061	41,061		16,000	26,000	30,000	
		福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	133,000				70,000	63,000	
		佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	35,000				15,000	20,000	
		日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	140,000				30,000	110,000	
		立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	70,000				10,000	60,000	
		野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	33,075	33,075					

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
(3) 林 道	橋りょう	町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)	町	90,000	5,238	32,800	36,000	15,962		
		北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	20,000				15,000	5,000	
		舗装修繕・霞塚線外19路線	町	131,435	9,435	10,500	31,500	40,000	40,000	
		法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	168,607	47,107	29,100	12,400	40,000	40,000	
		トンネル修繕 三国山線	町	5,748	5,748					
		町道落石危険防止対策事業	町	70,000	28,760	10,275	10,000	10,000	10,000	
		橋りょう補修 塚原上石見線外21路線	町	108,016	35,366	39,650		23,000	10,000	
		林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m	町	384,586	54,586	72,000	83,000	175,000		
		森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	6,624	2,424	4,200				
		道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	23,317	3,067	6,750	6,000	7,500		
	(6)電気通信施設等 情報化のための 施設	行政防災無線更新(デジタル化)	町	700,000			318,000	382,000		
有線テレビジョン放送施設	その他の情報化のための施設 (地域チャンネルHD化)	町	11,394	11,394						

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考		
				概算 事業費	年 度 別 区 分							
					28	29	30	31	32			
	(7) 自動車等	自動車	CATV設備等の更新に向けての 施設整備事業(FTTH化)	町	874,998			33,156	666,820	175,022		
			町営バス9台購入	町	140,900	18,600	30,900	29,900	32,600	28,900		
	(9) 道路整備機械等		除雪ドーザ6台	町	79,411	17,626	9,785	10,000	17,000	25,000		
	(11) 過疎地域自立 促進特別事業		災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビな どに表示するためのシステムを 導入し住民の安全を図る)	町	3,800	1,700	1,700	400				
			タクシー利用助成(町単独で実 施するタクシー利用助成を行 い、地域交通の確保を図る)	町	53,800		19,000	11,600	11,600	11,600		
			県境を跨いだ広域バス運行への 補助(バス路線への運行助成を 行い、地域交通の確保を図る)	町	2,700	500	400	600	600	600		
			日南町いきいき定住促進条例に 基づいた交付金事業(人口増 加・定住を促進するために設置 した同条例に基づき、条件を満 たした移住・定住者に結婚祝い 金・定住奨励金・住宅改修補助 金を交付する)	町	16,400	2,000	2,250	4,050	4,050	4,050		
	(12) その他		バス停設置助成	町	4,000				2,000	2,000		
			生山駅バリアフリー化	町	40,000				40,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考	
				概算 事業費	年 度 別 区 分						
					28	29	30	31	32		
	小 計	—	—	3,798,428							
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	76,700							
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	76,700							
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—								
	基金取崩分	—	—								
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	450,000	60,000	196,000	94,000	50,000	50,000		
	(2) 下水道処理施設 農村集落排水 施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	103,200				53,200	50,000		
		浄化槽市町村整備推進事業	町	58,000	8,700	4,100	15,100	15,100	15,000		
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町	163,847	34,294	9,553	40,000	40,000	40,000		
		し尿処理施設	汚泥再生処理センター設置負担金	三町	265,737	265,737					
		その他	プラスチック選別処理施設整備事業 <small>西部広域</small>		50,300	50,300					
	(5) 消防施設	可搬消防ポンプB3級 10台		町	16,607	4,500 3台	3,800 2台	2,607 2台	1,900 1台	3,800 2台	
		耐震性貯水槽整備 2基		町	33,400		16,700 1基		16,700 1基		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		公設消防車 1台	町	27,831			27,831 1台			
		消火栓 5基	町	10,600	800 1基	800 1基	3,000 3基	3,000 3基	3,000 3基	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業(不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	6,594	1,081	865	648	2,000	2,000	
		集会所等の整備助成(地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	13,600	5,600	5,000	3,000			
		住宅改修助成(住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	42,000	14,000	14,000	14,000			
		簡易水道施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	2,600			2,600			
		簡易水道施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	29,600			29,600			
		公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	7,000			7,000			



自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	高齢者生活福祉 センター  老人ホーム	高齢者福祉施設の設備機器更新	町	62,300		21,700	10,600	15,000	15,000	
		デイサービスセンターの整備	町	260,900				13,400	247,500	
		高齢者生活福祉センターの改修	町	3,000					3,000	
		サービス付き高齢者住宅の整備	民間	515,800				20,800	495,000	
	(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	800	800					
	(5) 障がい者福祉施設 障がい者支援 施設	障害者グループホーム整備	町	13,300		13,300				
	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	ワークライフバランス支援(子どもの見 守りを行うことで、仕事と家庭の バランスを保ち、子育てしやすい 環境を目指す)	町	22,000		5,500	5,500	5,500	5,500	
		介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的 に、介護系資格の取得を目指す 学生に対し、奨学金を貸与す る。卒業後、一定の条件を満 たした場合、返還を免除する)	町	20,470	470	5,000	5,000	5,000	5,000	
		家庭看護力の向上(診療に携わ る小児科医師より、子どもの急 変時等の対処法を直接聴き、保 護者及び家族の家庭看護力を 向上させ、不安軽減を図るとも に適切な医療受診行動を取れる ように支援する)	町	3,060	400	665	665	665	665	





自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		信委託事業(医療系専門職求人 サイトを利用した情報発信によ り、医療スタッフの確保を図る)	町	5,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
		過疎地の勤務医論文検索システム 対策(医師の医療研究のための インターネットによる学術論文検 索サービスを提供するための経 費)	町	1,000	200	200	200	200	200	
		過疎地の勤務医研修支援事業 (特に若手医師の研究派遣によ るモチベーションの確保対策)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	小 計	—	—	150,200						
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	36,000						
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	36,000						
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	老朽化施設の改修	町	55,000				37,000	18,000	
	教職員住宅	教員住宅整備改修	町	11,600	11,600					
	屋内運動場	照明機器等改修	町	8,000			8,000			
		衛生設備改修	町	30,000		15,000		15,000		
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地域振興・活性化センター・まな	町	115,200		12,200	103,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	体育施設	び宿等整備・改修								
		社会体育館整備(小学校体育館併用)(耐震補強等)	町	488,000		38,000	450,000			
		テニスコート整備(駐車場整備)	町	15,000		15,000				
		総合グラウンド夜間照明改修(LED照明)	町	92,600					92,600	
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	学校や家庭における教育支援(指導補助者の配置や教員研修会等を実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す)	町	100,000	28,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
		国際交流事業(海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図る)	町	14,800	4,800	2,500	2,500	2,500	2,500	
		ICT教育の充実(ICT機器の導入・更新およびデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する)	町	33,500	27,500	2,000	2,000	2,000		
		高等学校教科書等助成事業 (日南町に居住または日南町出身者の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の教科書と副教材の費用を対象として補助する。)	町	6,300		1,700	1,600	1,500	1,500	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
	小 計	—	—	963,700	71,900	102,700	583,500	74,500	131,100	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	148,300	60,300	22,500	22,500	22,500	20,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	148,300	60,300	22,500	22,500	22,500	20,500	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	文化団体活動助成(サークル活動等を支援することで、文化の振興、社会教育の推進を図る)	町	4,000	800	800	800	800	800	
		特色ある地域活動助成(地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	(3) その他	文化センター設備等改修工事	町	151,400	25,400			96,000	30,000	
		郷土資料館の整備	町	16,100				16,100		
		文化センター舞台装置更新	町	31,000		31,000				
	小 計	—	—	206,000	26,900	32,500	1,500	113,600	31,500	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
8. 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	61,539	61,539					
	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む)(集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	28,280		4,880	7,800	7,800	7,800	
		地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成(地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る)	町	13,837	2,328	2,449	3,060	3,000	3,000	
		若者の結婚・定住の促進(婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す)	町	3,000			1,000	1,000	1,000	
		中心地ゾーン現地測量等事業(中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する)	町	5,000			5,000			
		新卒者等地域就業支援事業(新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る)	町	10,800			3,600	3,600	3,600	
		空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	小 計	—	—	137,456						
(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	75,917							

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	75,917						
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
9. その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1)過疎地域自立 促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成(自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める)	町	6,820			2,620	2,100	2,100	
		木質バイオマス発電事業助成(木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る)	町	50,000				50,000		
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業(現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	8,000				8,000		
		LED等防犯灯の設置助成(地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	2,500	500	500	500	500	500	
		住民参画協議会の実施(移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	440				40	400	
	(2)自然エネルギーを利用するための施設・整備	木質バイオマスエネ利用設備	町	26,800					26,800	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	28,000			28,000			
		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	38,600					38,600	
	小 計	—	—	161,160	500	500	31,120	60,640	68,400	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	67,760	500	500	3,120	60,640	3,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	67,760	500	500	3,120	60,640	3,000	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
	総 計			9,157,678	99,300	135,700	616,120	248,740	231,000	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	1,072,521	62,300	24,500	27,120	84,640	25,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	1,072,521	62,300	24,500	27,120	84,640	25,000	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							

議案第 7 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（道の駅にちなん日野川の郷）

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

株式会社 サクセス 代表取締役 和泉 享  
香川県坂出市西大浜北 2 丁目 1 番 11 号

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

道の駅にちなん日野川の郷（別紙図面のとおり）  
日南町生山 386 番地

3. 管理を行わせる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

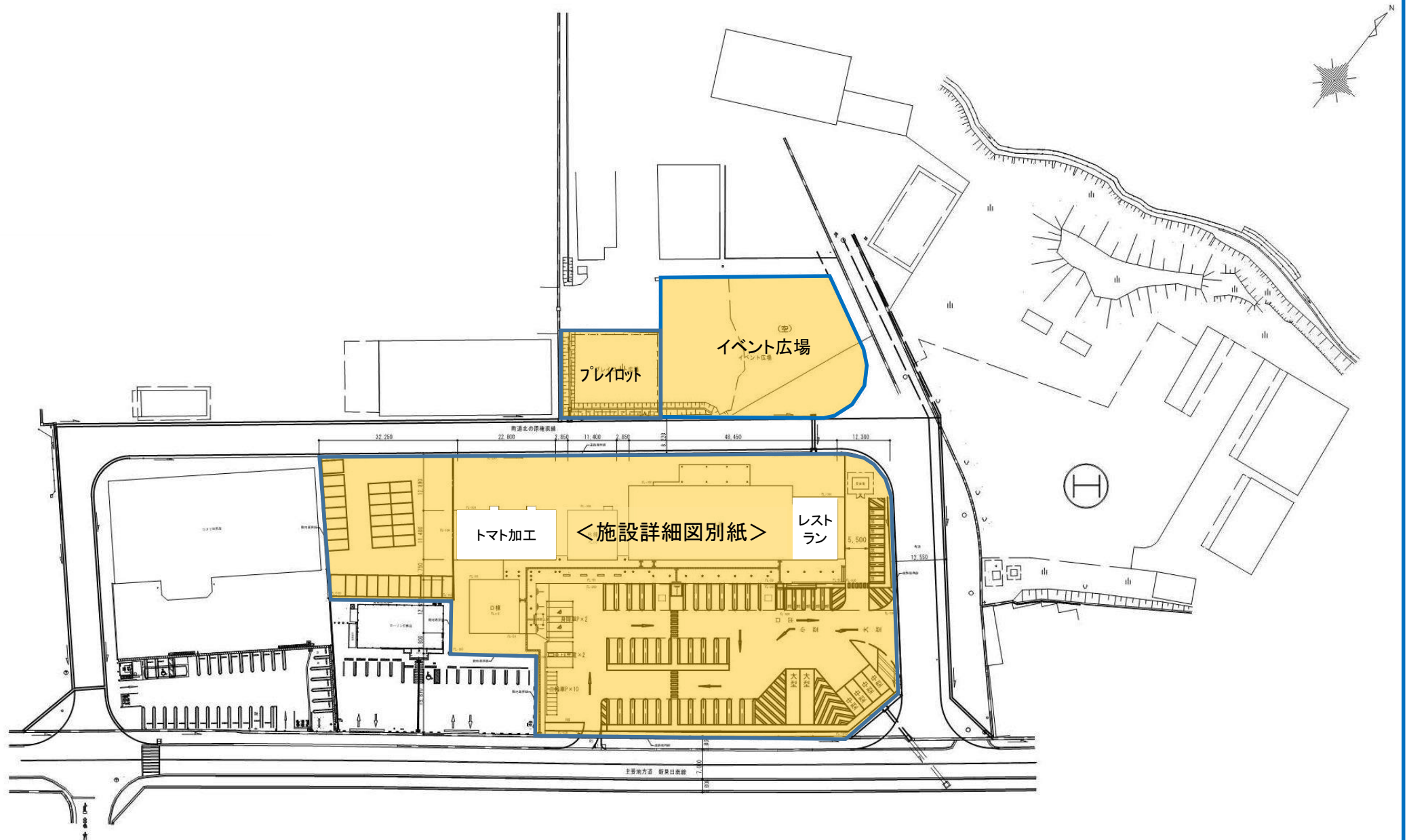
4. 管理業務の範囲

- ① 道の駅にちなん日野川の郷施設の利用に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務

5. 利用料に関する事項

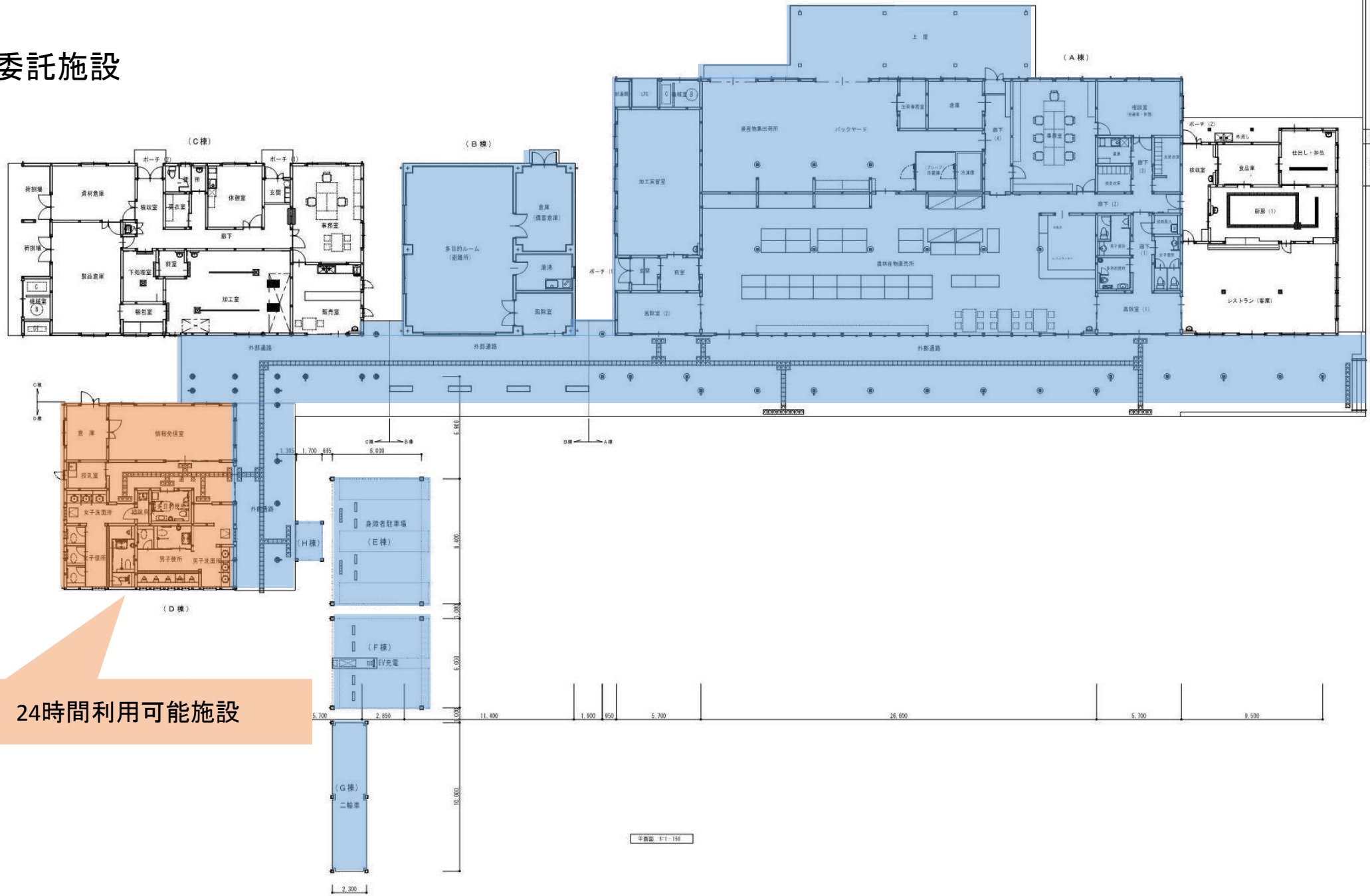
「道の駅にちなん日野川の郷の設置及び管理に関する条例」第 18 条第 3 項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

# 管理委託範囲





# 管理委託施設



24時間利用可能施設

様式第1号

副町長 指定  
総務課長 管理  
主管課長 者 指  
定 申 請



平成29年12月27日

日南町長 増原 聡 様

申請者

所在地 香川県坂出市西大浜北 2-1-11

団体名 株式会社サクセス

代表者氏名 代表取締役 和泉 享

連絡先(電話) 0877-44-4488



日南町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

「道の駅にちなん日野川の郷」

添付書類 ※添付資料の見出しを一覧に記載してください。

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

010407
1 3 5 10 永

## 参考様式第1号 (第4条第1号関係)

「道の駅にちなん日野川の郷」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 平成27年12月27日				
団体名	株式会社サクセス			
代表者名	代表取締役 和泉 享	設立年月日	平成3年3月15日	
団体所在地	香川県坂出市西大浜北2-1-11			
電話番号	0877-44-4488	FAX番号	0877-44-4499	
E-mail				
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
なし	なし	なし	開始	
			終了	
なし	なし	なし	開始	
			終了	
事業計画 (別紙可)				
【利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上について】				
1. 管理運営の基本的な考え方について				
※施設の設置目的、機能、業務仕様書に示した内容等を踏まえ、それらを実現する上での施設管理運営の基本的な考え方を記載してください。(利用時間、休館日等を含む。)				
○設置目的				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時は利用者や地域住民のコミュニケーションの場としての施設である。</li> <li>・「にちなんブランド」の県内外に向けたブランディングを図りつつ、地元での雇用の創出、また「にちなんブランド」の産品を町外にむけた外商事業を展開し、当該施設を流通拠点として地域経済の活性化を図る。</li> <li>・当該施設は自治体(日南町)・地域団体と綿密に連携を図ることにより、日南町の特産品や観光資源をPRするコンテンツのひとつとして、県内外へ日南町をブランディングの一助となる施設であることを目指す。</li> <li>・当該施設は災害時には被災者住民の避難場所また情報収集拠点とし、現状ある施設の機能を最大限に活用し有事の際の被災者救済の拠点となる施設を目指す。</li> </ul>				
○利用時間 (現状の営業時間を参考)				
直売所	9:00~18:00			
ショップ	9:00~18:00			
まるごととまと	9:00~18:00			
※休館日: 毎月第2水曜日(検討中)				
2. 利便性、平等性について				
※施設・設備利用者への利用条件等の考え方、来訪者への対応、催し物開催希望への条件等について記載してください。				

○現状の利用条件を踏襲しつつもなたでも利用できた利用者の利便性を最優先とし、施設責任者と施設スタッフは常に改善に心がけ、要改善点に対してしては速やかに処置を行う。

○来訪者への対応は、弊社が運営する携帯電話事業ドコモショップでの接客対応をベースに接客研修を実施し顧客満足度を高める。

○催し等開催していただくにあたり、当該施設のイメージ認知度向上につなげることを念頭におき、施設利用者、近隣住民へ配慮を優先とし、また当該施設のイメージの低下につながるような趣旨の催し物は受託しない。

### 3. 危機管理、安全管理、緊急対策、防犯・防災対策について

※商品の安全安心の確保、盗難対策、緊急時の体制等について具体的に記載してください。

※これらの指揮命令系統がわかる組織図、管理マニュアル等あれば、別葉にてお示してください。

○弊社事業のセキュリティ工事事業を施設管理面で弊社の実績の取入れ。

○管理マニュアル等は今後作成（ドコモショップ運営の実績の取入れ）。

### 4. 地域、町、関係機関との連携について

※地域とのつながり、日南町総合計画及びコンパクトビレッジ構想を参考にした町との関わり、その他関係機関との連携等について記載してください。

※特に、出荷者協議会（商品仕入以外の出品を行う団体）、ほっとす（株式会社M・Aサービス運営）、ショップまるごととまと（日南トマト加工株式会社運営）、株式会社しんしあ（施設の清掃を受託）との連携については、具体的に記載してください。

※経営者会議（町との定例会議）を行っていただきますが、特記すべき事項があれば記載してください。

○日南町が掲げる日南町総合計画及びコンパクトビレッジ構想の早期実現に向け、当該施設が積極的に連携を図ることを念頭に、弊社担当事業部責任者及び施設責任者が可能な限り協議に参加し、必要があれば施設運営に反映する。

○出荷者協議会の定例会には当該施設管理者または弊社担当事業部責任者が必ず参加し、協議を綿密に行いより良い連携となるよう改善を図る。

○「ほっとす」については道の駅「にちなん日野川の郷」での重要な位置づけと認識。

新しい食のブランド開発に弊社も積極的に参加し、道の駅「にちなん日野川の郷」でしか味わえない美味しい商品を開発提供することで県内外の来店者へのフックの要因の一つとし、新規顧客獲得へ繋げ、リピーターとして顧客定着につなげる。

○「ショップまるごととまと」は地元特産物の6次産業として最重要コンテンツのひとつと認識。

既存の商品のMDを再検討が可能なのであれば、その商品群をけん引するフラッグシップ商品を既存商品の進化版または新規開発し、売り場コーナーのブランディングを図り、顧客へのアピール購買への導入そしてリピーターへとつなげ、相乗効果として「にちなんブランド」のブランディングにつなげる。

**【施設の効用を最大限発揮するための取組について】****1. 利用者の増加を図るための具体的な方策と期待する効果**

※サービスの向上、利用促進、PR、イベント等の取組について記載してください。既に計画している自主事業等があれば、別紙にて具体的に記載してください。

○道の駅「にちなん日野川の郷」の認知度の向上が必須。それには「にちなんブランド」を消費者への訴求し定着につなぐことが必要。

- ・レストランのメニューの開発。何よりも「美味しい！」が必要であり、道の駅「にちなん日野川の郷」でしか食べられない「メニュー」の提供が必要。
- ・ウェブサイト（日南町役場、地域コミュニティサイト等）の活用。
- ・フェイスブック、インスタグラム等 SNS での情報発信コンテンツの活用。
- ・弊社が運営するフリーペーパー道の駅での掲載の検討。
- ・弊社運営予定の EC サイトでの「にちなんブランド」の販売。
- ・弊社取引実績のあるスーパーマーケットチェーンでの「にちなんブランド」の取り扱いの開拓。
- ・日南町が運営するイベントとの連携。
- ・地元団体の行事（季節ごとのお祭り行事等）
- ・日南町商工会（青年部、婦人部等々）との連携も魅力的。

**2. 施設の魅力を高めるための取組と期待する効果**

※施設運営の工夫、外部通路、プレイロット等施設・設備の有効活用等について記載してください。

○地元団体の産業（日南町商工会の婦人部や青年部等）、県内外の企業・団体と連携しイベント等の開催。

○地元の小学校や中学校との教育機関を絡めた地域貢献の催事の開催。

**3. 地域の産業振興を図る取組**

※農林業を基幹産業とする日南町において、産業振興（6次産業化を含む。）の推進についての考え方を記載してください。

※出荷を促進するための取組（集荷システム等）があれば記載してください。

○6次産業はマーケットのニーズの把握が不可欠であり要調査。

ニーズのある商品を製造しなければならない。

○集荷システム

物流業者と契約という方法もあるが、その経費は負担になる。

例えば出荷者協議会の会員が当番制で自前の車両で各生産者宅を集荷をする。

#### 4. 利用者等の意見、要望の反映等

※町民をはじめ、観光客等利用者の意見収集方法、反映方法、苦情等への対応方法について具体的に記載してください。

- 施設内にアンケートボックス等の設置。
- 定期的な有識者による意見交換会等の開催。
- 意見や苦情等への対応方法は都度施設責任者を中心にスタッフと協議し速やかに対処する。
- 個別に利用者様へ対応を要する場合は、担当責任者が直接対応。

#### 5. 類似施設、類似業務の取組状況

※これまでに、道の駅の運営や直売所の運営など、類似した取組があればその施設の概要及び実績を記載してください。また、その経験を活かすことができるかどうかについても併せて記載してください。

- 類似業務ではないが、弊社事業の携帯事業ドコモショップを運営しており、接客対応、顧客管理、店舗内維持管理に対して弊社の実績を活用することが出来る。
- 類似業務ではないが、弊社事業の電気通信工事事業、セキュリティ工事事業が施設管理面で弊社の実績を生かすことが可能。

#### 【施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減について】

##### 1. 収支計画についての考え方

※経費の節減策、売上の増加策、特に注力していく事項等について具体的に記載してください。

※町の指定管理料の算定には、「道の駅にちなん出荷者協議会登録者」の売上額に一定割合を乗じた額を上乗せする「地元品売上促進歩合制」を導入しますので、特に地元製品の取扱いについて、考え方を記載してください。また、販売手数料(現行：生鮮品 15%、生鮮品以外 20%)の取扱いについても記載をしてください。

※経営分析とその活用方策についての考え方を記載してください。

##### ○経費の削減策として

- ・スタッフ研修(簡単な財務の説明)→コスト意識
- ・人員の適切な配置
- ・在庫管理(商品構成の売上傾向の分析)
- ・責任者による定期的な人件費・在庫その他経費の検証。
- ・定期ミーティングより問題点等の検証、改善策の検討

##### ○指定管理料等について

・販売手数料について現時点では委託販売となっており、売れなければ生産者が回収というリスクを含んでいるため、生産者が店頭への出荷を控えるなどの心理が働く懸念あり。商品群の充実化は消費者へのイメージ向上につながり再来店への必要な条件であり、この点について出荷者協議会と運営施設側で要協議と考える。

案として集客が増加するという状況は必要であるが、生産者の委託販売形式から弊社が検討して

いる外商部門の運営と併せて卸値での運営施設の店頭仕入れをし、売れ残りに関してはそのまま買い取りとして、売場の商品の充実化を図る策とする。この商流で委託販売時より売上額が増加し生産者の利益の増加が見込めれば検討の余地あり。

## 2. 施設等の維持管理について

※施設及び設備の機能を良好に保つための維持管理方法について具体的に記載してください。

- 【施設の効用を最大限発揮するための取組について】の5項目で前述の、弊社事業である携帯事業ドコモショップでの店舗維持管理、電気通信工事事業、セキュリティ工事事業が施設管理面で生かすことが可能。

### 【施設の管理を安定して行う能力】

#### 1. 財務状況、金融機関等の支援体制

※財務状況については貸借対照表等に基づき簡潔に、経営方針については損益計算書等に基づき簡潔に記載してください。また、金融機関の支援体制などについても記載してください。さらには、利益が発生した際の対応について、考え方を記載してください。

○直近三か年連続増収増益。

○大手銀行（三菱東京UFJ銀行、地元銀行（山陰合同銀行、百十四銀行ほか）取引。

○取引銀行からの弊社事業における顧客の紹介、地方自治体案件等の紹介の連携あり。

○取引銀行より融資のオファーあり。

○利益が発生した場合、賞与等にて社員に還元。

#### 2. 組織、人員体制、勤務体制、人材育成等について

※組織、人員体制は、指揮命令系統がわかる組織図を別葉にてお示しください。また、職員の配置、勤務体制について記載してください。それぞれの人件費については、収支計画の人件費と一致するようになしてください。職員の研修等人材育成についての考え方を記載してください。

○組織体制 経営管理部門、各事業部門を設置。

各事業部に事業部長、主任等の責任者を配置。

※別紙参照

○勤務体制 働き方改革に積極的に取り組み、定時出勤・退社を積極的に実施。

職場の合理化を図り時短勤務での高効率を目標とする。

○人材育成等 社員研修の徹底（新規雇用者は必須、大手企業の研修参加、管理者の行政機関との連携）

#### 3. 雇用の考え方

※施設を運営して行くにあたっての雇用についての考え方を具体的に記載してください。

- ・地元住民の雇用を大前提として教育研修を積極的に導入し、運営管理責任者も地元出身での配置を目指す。
- ・人員配置の適材適所、業務の合理化による高効率を目指す。

### 【その他】

#### 1. 情報管理（個人情報、情報公開）の考え方

※指定管理者は、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）の適正な取扱い義務が課せられます。適切な管理のための措置について、具体的に記載してください。

- 個人情報保護法に基づいて入社時に誓約書に署名捺印の実施。
- 社員研修に個人情報の取り扱いについての教育を実施。
- SNS等での情報のやり取りの中止。
- 個人情報の記載がある書類のシュレッダー等での処分の徹底。

#### 2. 業務引継ぎ・移行計画

※平成30年4月1日から業務を遂行するにあたっての移行計画（組織体制の確保、職員研修計画、現管理者からの業務引継ぎ、円滑な管理を行っていくうえでの団体の課題と対応策等）について、具体的に記載してください。

- 弊社に受託事業者として採択が決まれば、2月に人員確保。
- 2月に現地での現事業者、日南町との打合せ計画の策定。
- 2月に弊社事業責任者と関係団体責任者との打合せスケジュール調整。
- 各団体との条件の確認、懸念事項の確認・対応策の策定からの各団体との周知。

#### 3. レストラン運営の考え方

※直売所の運営と合わせて、レストランの運営を行う考えがあるかどうか、メリット、デメリット等具体的に記載してください。

- レストラン運営の可能性あり。
- 直営メリットは 新メニューの開発の自由度。イベント等に応じた期間限定メニュー等の開発。
- 直営デメリット 売上の低下による人件費等の経費の赤字化。

その他特記すべき事項があれば記入してください。



自主事業計画書（平成30年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
卸売事業	日南町の特産品（生鮮野菜、蕎麦等）の町外への卸売事業。 主に多店舗展開のスーパーマーケット等への卸売先として展開。 なお、配送は第三者に委託して、業務の効率化を図りたい。	週1回程度

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

参考様式第2号（第4条第2号関係）

## 道の駅にちなん日野川の郷の管理に関する収支計画書（税込）

（金額単位：千円）

	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	備考	
売上	75,600	97,200	129,600	140,400	140,400		
生産者協議会仕入	60,480	60,480	60,480	60,480	60,480		
その他仕入		12,960	32,400	38,880	38,880		
売上原価	60,480	73,440	92,880	9,9360	99,360		
売上利益	15,120	23,760	36,720	41,040	41,040		
売上利率	20.0	24.4	28.3	29.2	29.2		
経費	人件費	18,360	18,360	19,440	20,520	20,520	
	通信費	648	648	648	648	648	
	警備費	648	648	648	648	648	
	消耗品費	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	
	廃棄物処理費	324	324	324	324	324	
	光熱費	1,944	1,944	1,944	1,944	1,944	
	広告宣伝費	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
	リース料	3,132	3,132	3,132	3,132	3,132	
	イベント代	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	
	その他	1,296	1,296	1,296	1,296	1,296	
	販売管理費 合計	31,644	31,644	32,724	33,804	33,804	
経費計	63,288	63,288	65,448	67,608	67,608		
営業利益	-16,524	-7,884	3,996	7,236	7,236		
営業外利益	19,440	11,124	324	0	0	町委託料	
営業外費用	0	0	0	0	0		
経常利益	2,916	0	0	3,996	3,996		

注1) 金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

2) 積算根拠等を備考欄に記載してください。（別葉でも構いません。）

3) 項目は、任意で設定してください。

4) 町委託料は、運営経費（固定）のほか、出荷者協議会登録会員の売上額に「地元品売上貢献歩合（15%上限）」を乗じた額を加算して支払います。

※出荷者協議会登録会員の売上割合は売上全体の約6割です。

## 平成30年度以降道の駅「にちなん日野川の郷」指定管理料試算

(単位:千円、税込)

指定管理料試算	
○基本額(必要経費の1/2程度)	10,000
+	
○出荷者協割合15%	5,400
=	
予定ベースの委託料	15,400
<b>委託料上減額</b>	<b>20,000</b>

(H28実績H29推計から算出)

人件費	19,000 千円
水道光熱費	2,000 千円
リース代	2,954 千円
	23,954 千円
固定費の1/2	11,977 千円
	↓
	10,000 千円

(単位:千円)

【シュミレーション】	試算1	試算2	試算3	試算4	試算5
<b>売上総額</b>	<b>60,000</b>	<b>70,000</b>	<b>80,000</b>	<b>90,000</b>	<b>100,000</b>
出荷者売上(60%)	36,000	42,000	48,000	54,000	60,000
仕入売上(40%)	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000
利益率(23%)	23%	23%	23%	23%	23%
売上利益A	13,800	16,100	18,400	20,700	23,000
経費(固定)B	32,316	32,316	32,316	32,316	32,316
営業利益C(A-B)	-18,516	-16,216	-13,916	-11,616	-9,316
出荷者割合(15%)	5,400	6,300	7,200	8,100	9,000
基本額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
<b>委託費計D</b>	<b>15,400</b>	<b>16,300</b>	<b>17,200</b>	<b>18,100</b>	<b>19,000</b>
経常利益C+D	-3,116	84	3,284	6,484	9,684

☆利益率は23%固定とした。

☆経費は固定で算定

議案第 8 号

公の施設に係る指定管理者の指定について（農林漁業体験実習施設ゆきんこ村）

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

公の施設に係る指定管理者の指定

1. 指定管理者の名称及び住所

株式会社 創環 代表取締役 北村 道明  
鳥取県西伯郡南部町寺内 604 番地 1

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

農林漁業体験実習施設ゆきんこ村  
日南町下阿毘縁 478 番地

3. 管理を行わせる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

4. 管理業務の範囲

- ① ゆきんこ村の利用に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務

5. 利用料に関する事項

「日南町ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例」第 8 条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させる。



## 指定管理者指定申請書

平成29年12月18日

日南町長 増原 聡 様

申請者

所在地 鳥取県西伯郡南部町寺内 604-1

団体名 株式会社 創環

代表者氏名 代表取締役 北村 道明

連絡先（電話）0859-64-3980



日南町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

「ゆきんこ村」

添付書類

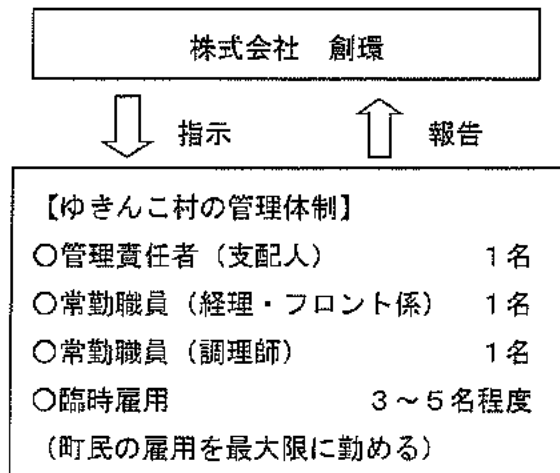
- 1 公の施設の事業計画書…参考様式
- 2 管理に係る収支計画書…参考様式
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

## 参考様式（第4条第1号関係）

「ゆきんこ村」の管理に関する事業計画書				
申請年月日 平成29年12月18日				
団体名	株式会社 創環			
代表者名	代表取締役 北村 道明	設立年月日	平成20年 5月 2日	
団体所在地	鳥取県西伯郡南部町寺内604-1			
電話番号	0859-64-3980	FAX番号	0859-64-3981	
E-mail	soukan3980@ybb.ne.jp			
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
該当なし			開始	
			終了	
			開始	
			終了	
事業計画（別紙可）				
<p><b>【管理運営を行うに当たっての経営方針について】</b></p> <p>自治体に代わって施設運営をする指定管理者としての責任を持ち、地域の活性化、人材の育成、産業振興を柱として、地域の発展のために貢献をしていく。</p> <p>1. 目的</p> <p>日南町の豊富な観光資源、伝統文化、特産品を積極的に発信し、町内外の人々の交流の場として「ゆきんこ村」の有効活用を図る。</p> <p>2. 当面の管理運営について</p> <p>◆4月1日 施設の引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前指定管理者からの引き継ぎ</li> <li>・社員とアルバイトの確保、スタッフ教育と訓練</li> <li>・備品チェック、建物及び周辺環境の整備</li> <li>・リニューアルオープンの広告と予約受付開始</li> </ul> <p>◆引き続き 施設オープン</p>				
<p><b>【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の安全衛生管理のため、研修を行い、労災事故を防止する。</li> <li>・入社時の健康診断の義務づけ、年1回の健康診断の実施</li> <li>・施設管理責任者を定め、施設の定期巡回チェックの実施</li> <li>・毎月、職員定例会を開催し問題点の洗い出しと対応策を検討する。</li> <li>・緊急対応マニュアルの作成と訓練の実施</li> </ul>				

## 【施設の管理について】

## 1. 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）



## 2. 職員の研修計画

## ＜入社時研修＞

- ・サービス業としての心構え（社訓・接客研修）
- ・安全衛生研修

## ＜定期研修＞

- ・入社研修の再確認
- ・運営上の問題点の情報共有と対応策

## ＜業務別研修会への参加＞

- ・食品衛生責任者講習会
- ・防災管理講習会
- ・救命講習受講会

## 3. 経理

- ・管理責任者の他に、経理担当者（兼任）の配置を行う。
- ・会計管理ソフトによる日々の経理状況把握を行う。
- ・本社（(株)創環）による会計検査（帳簿、現金、領収書の整合性をチェック）を行う。

## 【施設の運営について】

## 1. 年間の自主事業計画（別紙に記入のこと）

（別紙のとおり）

## 2. サービスを向上させるための方策

技術の向上と意識の改善を研修計画により実施する。

## 3. 利用者等の要望の把握及び実施案

施設利用者へのアンケート調査と聞き取り調査の実施。

#### 4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

利用者から様々な要望・苦情・意見が寄せられることは想定される。案件が発生した場合の基本的行動として「報告、連絡、相談」を社員に徹底する。これにより、会社として解決すべく対応・対策を行うこととする。その上で、「お客さまの話を聴く」、「誠実に対応する」、「事実の確認をする」、「解決策を提示する」など利用者の立場になった最良の対応により解決に全力を尽くす。

また、内容・経過は記録を保存し、今後の対応の参考とするとともに全社員で情報共有する。なお、トラブル発生時には日南町への報告をすることとする。

#### 5. その他（地域との連携、他施設との連携）

##### <地域との連携>

- ・地域まちづくり事業での施設利用の促進
- ・イベント・祭などへの施設の提供
- ・レストランメニュー食材の地産地消を図る。

##### <他施設との連携>

- ・共同販売促進イベントや宿泊プランの共同企画

#### 【個人情報の保護の措置について】

次のとおりプライバシーポリシーを定め運用する。

##### ■個人情報保護方針

ゆきんこ村の指定管理者である株式会社創環（以下「当社」といいます）は、お客様、お取引先様等（以下「お客様等」といいます）の個人情報の重要性を認識し、大切に扱うとともに、よりよいサービスを提供させていただくため、以下の取り組みを推進し、責任を持ってお客様等の個人情報を保護いたします。

#### 1. 法令等の遵守

当社は個人情報保護法その他関係法令におけるガイドライン等を遵守いたします。

#### 2. 社内体制

当社は個人情報の取扱いおよびシステムに関して、社内規定およびルールを策定するとともに施設内に責任者を置き、個人情報保護を遵守する体制を構築いたします。

#### 3. 個人情報の収集

施設がお客様から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示しご承諾いただいたうえで、その目的達成に必要な範囲で収集させていただきます。

#### 4. 個人情報の利用

当社がお客様の個人情報を利用するにあたっては、宿泊約款の定めにより取得するほか、以下利用目的の範囲内でのみ利用することとし、目的を超えた利用はいたしません。

(1) 各種のサービスの提供、その他それらに付随する諸対応

(2) 当施設からの各種のご案内の送付

(3) メールマガジンの発行およびメールによるお問合せ

(4) 特定個人を識別できない市場調査、顧客同行分析、その他経営上必要な分析を行うための基礎デ



一々の作成およびその公表

- (5) お客様のご意見・ご要望の商品・サービスなどの改良・改善に対する反映・ご回答
- (6) 懸賞、作品公募およびモニターキャンペーン等の当選・採用等のご本人通知、商品・謝礼の提供、イベントの企画・運営に対する諸対応
- (7) 拾得物のご連絡、その他緊急時の個別のお問い合わせ、ご連絡等
- (8) 当施設の義務の履行および権利の行使、およびこれに付随する諸対応

#### 5. 正確性の確保

当社は、お客様等の個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう、適切な措置を講じます。

#### 6. 安全管理措置

当社は、お客様等の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防措置および安全対策を講じます。

#### 7. 社内教育

当社は、従業員に対する個人情報保護についての教育訓練を行い、その内容を周知徹底させます。

#### 8. 委託先の監督

当社がお客様等の個人情報を利用するにあたっては、正当な利用の範囲内で個人情報を第三者に委託することがございます。委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け監督いたします。

#### 9. 第三者提供の制限

当社は、法令による場合等を除き、お客様等の個人情報をお客様等のご承諾なく第三者に提供・開示いたしません。

#### 10. 個人情報の開示・訂正等

当社がお預かりするお客様等の個人情報に関して、お客様ご本人が自己の個人情報の確認、訂正、利用停止等をご希望される場合には、合理的かつ必要な範囲において速やかに対応させていただきます。

#### 11. 社内体制の継続的見直し

当社は、個人情報の取扱いに関する規定およびそれを実行するための組織体制について、有効かつ適正な運用が持続的になされるよう継続的な見直しと改善を図ってまいります。

#### 12. 個人情報開示等に関するお問合せ窓口

株式会社創環（そうかん） 鳥取県西伯郡南部町寺内604-1

電話：0859-64-3980

#### 【緊急事態について】

##### 1. 防犯、防災の対応について

- ・館内での秩序を明らかに乱す者の入館は断る。
- ・迷惑行為、置き引き等を未然に防ぐために、従業員は日常の作業と並行に施設内巡回を行い、犯罪防止に努める。

##### 2. その他緊急時の対応

- ・非常事態が発生した場合はすぐに110番で警察に連絡し早急な対応を求める。
- ・火災発生時には館内放送等で状況の放送を行い施設利用者の安全誘導を行うとともに、119番で消防署に通報する。
- ・委託元である日南町に通報する。

## 【団体の理念について】

## 1. 団体の経営方針等

当社は、物流、解体、建設地域ビジネスとネットワークを構築し、人と人との結びつきを大切にし、お客様と近い存在でありたいと考え、営業活動に取り組んでおります。

私たちの使命は、「お客様の発展」、地域ビジネスのために、「利益」、「時間」、「安心」、「笑顔」を追求することです。お客様から信用され、必要とされ続けるために、日々感謝する心を持ち努力致します。そして、企業価値を高め、新たな(株)創環の価値を創造することに挑戦し続けます。

## 2. 指定管理者の指定を申請した理由

我が社の会長は日南町山上出身の出身であり、故郷の自然環境とゆきんこ村の魅力を発信し、日南町活性化のお役に立ちたいと考える。日南町笠木に(株)創環日南営業所を置き、また、そうかん山ノ上ホールの運営にてゆきんこ村を利用させていただきたい。

## 3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

集客が少ないのは施設のPR不足と思われます。魅力ある施設を多くのお客様に活用していただくため、自社ネットワークを最大限に活用した誘客活動（情報発信、広告活動）を図り、お客様に対して新しい時代に即応した質の高いサービスを提供し、地域にふさわしい施設として再構築をします。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

施設を事前に確認させていただいたところ、以下の修繕が必要と思われます。指定管理を受けるにあたっては修繕をお願いしたい。

- ・ログハウスの水圧が低い
- ・研修棟の壁のクロス張り替え
- ・厨房内の冷房器具の設置

## 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
集客拡大事業	<p>宿泊・レストランなどの売り上げ増大には集客拡大を図る必要がある。独自企画イベントや宿泊プランなど旬な情報発信と宣伝広告に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆきんこ村ホームページの開設</li> <li>・FaceBook の開設</li> <li>・イベントチラシの作成と新聞折り込みの実施</li> <li>・人脈の活用や会社関連取引先等への売り込み</li> </ul>	<p>通年 企画イベント実施前</p>
オリジナルメニューの開発	<p>地元食材を使ったゆきんこ村オリジナルメニューを開発し、レストランの充実を図る。</p>	通年
宿泊、宴会、レストランの営業	<p>宿泊、宴会、レストランの営業によるサービスの提供</p>	通年
仕出し事業	<p>慶弔仕出し、各種会合向け仕出しサービス 山ノ上ホール（葬祭）と連携しサービス向上を図る</p>	通年
親子ふれあい活動誘致	<p>米子市等の近隣市町村からPTA活動を誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドを活用したスポーツ</li> <li>・ライトプレーン作成と飛行機大会</li> <li>・秋の星座観察 ・餅つき大会 ・雪遊びなど</li> </ul>	通年
農業体験実習事業	<p>ゆきんこ村施設の設置目的である「自然と農業体験を通じた地域住民と都市住民の交流」を推進する。 地元の農家と連携し、野菜の種まきから収穫までの家族向け体験メニューを作成し誘客と交流を図る。</p>	春～秋
春の山菜会	<p>日南町の魅力ある産物である春の山菜を町内外に広くPRし、誘客を図る。</p>	5月、2回
ゆきんこ村まつり	<p>焼肉会、イベント、万灯、花火など誘客を図る</p>	5月～6月
夏の合宿誘致事業	<p>大学サークルなどのスポーツ夏期合宿を誘致</p>	7月～8月
グランドゴルフ・ゲートボール大会	<p>町内外から参加者を募り開催</p>	6月～11月
にちなん食のバザールへの参加	<p>商品の販売促進と施設のPR</p>	年4回予定
ミステリアスにちなん観光ツアー	<p>ツアー会社とタイアップし、町内の四季折々の観光を企画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開運神社参拝 ・ヒメボタル観察 など</li> </ul>	年3回

秋のキノコ祭り	秋の味覚で誘客を図る。	11月、2回
ジビエ料理教室	イノシシ肉などを使ったジビエ料理教室を開く。作った料理はその場でおいしくいただく。	12月
ゆきんこ冬祭り	かまくらレストラン、雪合戦、スノーシューによる雪山散策など	1月～2月

## 平成30年度 ゆきんこ村 収支計画書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

	科目	金額(円)	備考
収入	レストラン (宿泊者食事含む)	12,000,000	
	宿泊料	2,000,000	
	施設利用料	500,000	
	宴会	7,000,000	
	仕出し	3,000,000	
	売店	1,000,000	
	(売上合計)	25,500,000	
	指定管理委託料	8,000,000	
	合計(A)	33,500,000	
支出	職員給料・手当	5,000,000	
	賃金(臨時雇用)	8,500,000	
	広告宣伝費	1,000,000	
	旅費交通費	200,000	
	消耗品費	1,300,000	
	福利厚生費	300,000	
	水道光熱費	2,000,000	
	燃料費	2,000,000	
	通信費	1,000,000	
	修繕費	1,000,000	
	保険料	1,100,000	
	材料仕入	9,000,000	
	賃借料	100,000	
	租税公課	100,000	
	売店仕入	800,000	
	雑費	100,000	
	合計(B)	33,500,000	
収支(A) - (B)		0	

議案第 9 号

日南町木竹共同加工施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町木竹共同加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町木竹共同加工施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

日南町木竹共同加工施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 3 号）を廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

日南町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例

日南町被災者住宅再建支援事業助成条例（平成 13 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>指定自然災害</u>により住宅に著しい被害を受けた者に、<u>被災者住宅再建等支援金又は被災者住宅修繕促進支援金</u>（以下「支援金」と総称する。）を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指定自然災害</u> <u>被災者生活再建支援法</u>（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長がその被害について支援金を交付する必要があると認めて指定したものをいう。</p> <p>_____</p>	<p>日南町被災者住宅再建__支援事業助成条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>自然災害</u>により住宅に著しい被害を受けた者に、<u>被災者住宅再建支援金</u>（以下「支援金」という。）_____を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自然災害</u> <u>自然現象</u>（<u>被災者生活再建支援法</u>（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生じる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長がその被害について支援金を交付する必要があると認めて指定したものをいう。</p>

ア 県内において 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 一の市町村の区域において 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 一の集落においてその世帯数の 2 分の 1 以上で、かつ、2 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 居室 指定自然災害が発生した日（以下、「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の 3 親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として町長が定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

(3) 全壊世帯 当該指定自然災害

により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの（法第 2 条第 2 号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

ア 当該指定自然災害によりその居室

が全壊した世帯

イ 当該指定自然災害によりその居室が半壊し、又はその居室の敷地に被害が生じ、法第 2 条第 2 号ロに規定する事由により、当該居室を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該指定自然災害に係る法第 2 条第 2 号ハに規定する事由により、その居室が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居室が半壊し、法第 2 条第 2 号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

ア 県内で 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は町の著しい財政悪化を招くおそれのある重大な被害が生じたもの

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 全壊世帯 自然災害（法第 2 条第 2 号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるもの

をいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日にその所有者又は所有者の 3 親等以内の親族その他これに準ずる者として町長が定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居室」という。）が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居室が半壊し、又はその居室の敷地に被害が生じ、法第 2 条第 2 号ロに規定する事由により、当該居室を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第 2 条第 2 号ハに規定する事由により、その居室が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(3) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居室が半壊し、法第 2 条第 2 号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。



(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は町長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（第2号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した一の世帯とみなす。

(1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

（支援金の交付）

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

支援金を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（前号の被災者住宅再建等支援金（別表の8の項に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに

(4) 半壊世帯 自然災害 によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の\_\_\_\_\_延床面積\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_別に定めるところにより算定した損壊に係る割合\_\_\_\_\_が20パーセント以上のもの（第2号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。

（新設）

（新設）

（支援金の交付）

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。）に対し、予算の範囲内において、支援金を交付する。

（新設）

（新設）

交付を申請するものに対して交付するものをいう。)

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

(支援金の額)

第4条 前条第1項第1号の被災者住宅再建等支援金の額は、別表の第5欄に定める額以下とする。

2 前条第1項第2号の被災者住宅修繕促進支援金の額は、2万円以下とする。

別表(第3条及び第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	支援金の額
(1) 全壊世帯の居住に代わる住宅(町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあつては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合には、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	2年	300万円 (単独世帯については、225万円)
(2) 全壊世帯の居住の補修(当該補修について契約を締結する場合には、発生日以降に				200万円 (単独世帯については、150万円)

(新設)

(支援金の額)

第4条 支援金

の額は、別表の第5欄に定める額以下とする。

(新設)

別表(第3条及び第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	支援金の額
(1) 全壊世帯の居住に代わる住宅(町内に設置されるものに____限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合には、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯____	2年	300万円 (単独世帯については、225万円)
(2) 全壊世帯の居住の補修(当該補修について契約を締結する場合には、発生日以降に				200万円 (単独世帯については、150万円)

当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)					当該契約を締結したときに限る。以下同じ。)				
(3) 大規模半壊世帯の居住に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	2年	250万円(単数世帯については、187万5千円)	(3) 大規模半壊世帯の居住に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯	2年	250万円(単数世帯については、187万5千円)
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円(単数世帯については、112万5千円)	(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円(単数世帯については、112万5千円)
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	2年	100万円(単数世帯については、75万円)	(新設)				
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)	(5) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯	1年	補修に要する経費(30万円)	(新設)				

		主又は当該住宅の所有者 (町長が別に定めるものに限る。)		万円を限度とする。)	
(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の町長が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者(町長が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額(100万円を限度とする。)	
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか町長が別に定める事業	町長が別に定める期間	町長が別に定める世帯	町長が別に定める期間	町長が別に定める額	(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか町長が別に定める事業
備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。					備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
<p>(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和 46 年日南町条例第 10 号)第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p>					<p>(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和 46 年日南町条例第 10 号)第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>				
別表第 2(第 4 条関係)					別表第 2(第 4 条関係)				
内国旅行の旅費					内国旅行の旅費				
鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメートル につき)	宿泊料 (1 夜 につき)		鉄道賃	船賃	車賃 (1 キロメートル につき)	宿泊料 (1 夜 につき)	
			県外	県内				県外	県内
1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金	上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料	37 円以内	13,100 円	11,800 円	1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金	上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料	37 円以内	10,900 円	8,700 円

及び座席 指定料金	金及び座 席指定料 金				及び座席 指定料金	金及び座 席指定料 金			
--------------	-------------------	--	--	--	--------------	-------------------	--	--	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 12 号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 46 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額額の 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和 46 年日南町条例第 10 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額額の 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和 46 年日南町条例第 10 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>								
<p>別表第 2(第 5 条関係)</p>	<p>別表第 2(第 5 条関係)</p>								
<p>内国旅行の旅費</p> <table border="1" data-bbox="201 1691 770 1895"><tr><td data-bbox="201 1691 352 1778">鉄道賃</td><td data-bbox="352 1691 770 1778">1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金</td></tr><tr><td data-bbox="201 1778 352 1895">船賃</td><td data-bbox="352 1778 770 1895">上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金</td></tr></table>	鉄道賃	1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	船賃	上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	<p>内国旅行の旅費</p> <table border="1" data-bbox="839 1691 1409 1895"><tr><td data-bbox="839 1691 991 1778">鉄道賃</td><td data-bbox="991 1691 1409 1778">1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金</td></tr><tr><td data-bbox="839 1778 991 1895">船賃</td><td data-bbox="991 1778 1409 1895">上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金</td></tr></table>	鉄道賃	1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	船賃	上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金
鉄道賃	1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金								
船賃	上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金								
鉄道賃	1 等運賃、1 等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金								
船賃	上級又は中級の運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金								

車賃 (1キロメートルにつき)		37 円以内
宿泊料 (1夜につき)	県外	<u>13,100 円</u>
	県内	<u>11,800 円</u>

車賃 (1キロメートルにつき)		37 円以内
宿泊料 (1夜につき)	県外	<u>10,900 円</u>
	県内	<u>8,700 円</u>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行日)

- この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。



議案第 13 号

日南町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員等の旅費に関する条例（昭和 46 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 17 条-第 22 条、第 25 条関係)			別表(第 17 条-第 22 条、第 25 条関係)		
車賃(1 キロメートルにつき)	宿泊料(1 夜につき)		車賃(1 キロメートルにつき)	宿泊料(1 夜につき)	
	県外	県内		県外	県内
37 円以内	<u>13,100 円</u>	<u>11,800 円</u>	37 円以内	<u>10,900 円</u>	<u>8,700 円</u>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の日南町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 14 号

日南町職員定数条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町職員定数条例の一部を改正する条例

日南町職員定数条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議会の事務局の職員 2人 (2) 町長の事務部局の職員 <u>86人</u> (3)及び(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>14人</u> (6)及び(7) (略) 2 (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 議会の事務局の職員 2人 (2) 町長の事務部局の職員 <u>80人</u> (3)及び(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>20人</u> (6)及び(7) (略) 2 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 15 号

### 日南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

次のとおり、日南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

### 日南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

日南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。
- (2) 町の機関 町長部局、教育委員会事務局、議会事務局及び農業委員会事務局に置かれる機関の職員であつて、法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

- (9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (11) 電子情報処理組織 町の機関の電子計算機と申請等をする者の電子計算機を電気通信回線で接続した仕組みをいう。
- (電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等については、正本、副本、正本の写しその他これらに類する書類の提出が必要な場合においても、電磁的記録をもって必要とされた数の提出がされたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 4 第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に町の機関に到達したものとみなす。
- 5 第1項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって町長が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。
- (電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもので、町の機関が別に定める手続等については、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって町長が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
- (電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が別に定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録による縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
- (電磁的記録による作成等)

第6条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が別に定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって町長が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 町の機関の職員が、他の条例等の規定により、検査及び調査等を行うため身分証の交付、再交付、提示、携帯等の手続をする場合において、この条例の規定は適用しない。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 16 号

日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日南町後期高齢者医療に関する条例（平成 22 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項（<u>法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第 55 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第 55 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号（<u>法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号（<u>法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った最後に行った<u>法第 55 条第 2 項第 2 号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第 55 条第 2 項第 1 号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第 55 条第 2 項第 2 号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者</p>

<p>(5) <u>法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により町内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) <u>(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p>2 <u>平成 20 年度における被扶養者であった被保険者（法第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>第 1 期 10 月 1 日から同月 31 日まで</u> <u>第 2 期 11 月 1 日から同月 30 日まで</u> <u>第 3 期 12 月 1 日から同月 25 日まで</u> <u>第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで</u> <u>第 5 期 2 月 1 日から同月 28 日まで</u></p> <p>3 <u>平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</u></p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

日南町介護保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町介護保険条例の一部を改正する条例

日南町介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各</u>年度における保険料率は、法第 9 条第 1 項第 1 号に定める第 1 号被保険者について、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 78,600 円</p> <p>イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）<u>（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u>が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 85,500 円</p> <p>イ 合計所得金額が <u>200 万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないも</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各</u>年度における保険料率は、法第 9 条第 1 項第 1 号に定める第 1 号被保険者について、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 78,600 円</p> <p>イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 85,500 円</p> <p>イ 合計所得金額が <u>190 万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないも</p>



<p>の ロ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 102,600 円 イ 合計所得金額が <u>300 万円未満</u>であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>の ロ (略)</p> <p>2 令第 39 条第 1 項第 7 号イの町が定める額は、<u>200 万円</u>とし、同項第 8 号イの町が定める額は、<u>300 万円</u>とし、同項第 9 号イの町が定める額は、400 万円とする。</p> <p>3 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成 30 年度から平成 32 年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,700 円とする。</p>	<p>の ロ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 102,600 円 イ 合計所得金額が <u>290 万円未満</u>であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>の ロ (略)</p> <p>2 令第 39 条第 1 項第 7 号イの町が定める額は、<u>190 万円</u>とし、同項第 8 号イの町が定める額は、<u>290 万円</u>とし、同項第 9 号イの町が定める額は、400 万円とする。</p> <p>3 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成 27 年度から平成 29 年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,700 円とする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この改正による改正後の日南町介護保険条例の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

日南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例及び日南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例及び日南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例及び日南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成 25 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第4条 (略) 2及び3 (略) 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行わなければならない。 (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 (2)及び(3) (略)</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第4条 (略) 2及び3 (略) 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行わなければならない。 (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症(法第5条の2 に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 (2)及び(3) (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)            第4条 (略)            2及び3 (略)            4 指定地域密着型サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定地域密着型サービスの事業を行わなければならない。            (1)及び(2) (略)            (3) 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。            (4) (略)            (5) 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。            (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)            第4条 (略)            2及び3 (略)            4 指定地域密着型サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定地域密着型サービスの事業を行わなければならない。            (1)及び(2) (略)            (3) 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。            (4) (略)            (5) 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。            (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設</p>

<p>(同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(7)～(13) (略)</p> <p>(14) 看護小規模多機能型居宅介護の事業は、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第59条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(7)～(13) (略)</p> <p>(14) 看護小規模多機能型居宅介護の事業は、<u>指定居宅サービス等基準</u>  <u>第59条</u>  に規定する訪問看護の基本方針及び第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

日南町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり、日南町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日南町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 <u>第 5 項</u>の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 <u>第 4 項</u>の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>省令</u> <u>第 140 条の 68 第 1 項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり、日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>(4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>(特定教育・保育施設の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 法__7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>(4) 保育所 法__7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>(特定教育・保育施設の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規</p>

定による公示がされたものに限る。) 次号及び  
第4号に掲げる事項

定による公示がされたものに限る。) 次号及び  
第4号に掲げる事項

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 21 号

日南町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日南町特別医療費助成条例（昭和 48 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条又は第 116 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、同項に規定する<u>他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条及び第 55 条の 2 の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</u></p> <p>(2) 国民健康保険法第 116 条又は第 116 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、<u>当町の区域内に住所を有するものとみなされる者</u></p> <p>(3) 町内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付(以下「支援給付」という。)を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条又は第 116 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、同項に規定する<u>他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</u></p> <p>(2) 国民健康保険法第 116 条又は第 116 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、<u>且南町が行う国民健康保険の被保険者とされる者</u></p> <p>(3) 町内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法</p>

<p>律第 55 条及び第 55 条の 2 の規定により、同法第 48 条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者</p> <p>2 (略) (助成)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 24 項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第 53 条第 1 項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあっては、医療費の全額 ア及びイ (略) (2) 及び(3) (略)</p>	<p>律第 55 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同法第 48 条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者</p> <p>2 (略) (助成)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 22 項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第 53 条第 1 項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあっては、医療費の全額 ア及びイ (略) (2) 及び(3) (略)</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 22 号

### 日南町居宅介護支援事業に関する条例の制定について

次のとおり、日南町居宅介護支援事業に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

### 日南町居宅介護支援事業に関する条例

日南町居宅介護支援事業に関する条例を次のように制定する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号（法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者がその選択に基づき、適切な指定居宅サービス等を総合的かつ効率的に受けることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 81 条第 1 項の条例で定める員数及び同条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	基準
従業者の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者</li> <li>(2) 介護支援専門員</li> </ol> </li> <li>2 管理者は、介護支援専門員証の交付を受けている常勤の者とする。</li> <li>3 管理者は、専らその職務に従事する者とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</li> <li>(2) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に同一敷地内の他の事業所の職務に従事する場合</li> </ol> </li> <li>4 介護支援専門員の人数は、利用者の数を35で除して得た人数(1人に満たない端数があるときは、これを1人とする。)以上とし、そのうち1人以上は、常勤の者とする。</li> </ol>
サービスの開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅介護支援の提供前に、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得ること。</li> <li>2 利用申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法(電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって、受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。)による承諾を得た場合は、次のサービスの提供の項第4号の書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</li> <li>3 利用申込者の被保険者証により、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認するとともに、要介護認定を受けていない場合には、その申請が行われるよう必要な援助を行うこと。また、要介護認定の有効期間の満了の日の30日前までに、更新の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</li> <li>4 前号に定めるもののほか、利用申込者の要介護認定に係る申請について、その意思を踏まえ、必要な協力を行うこと。</li> </ol>
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正当な理由なく、サービスの提供を拒まないこと。</li> <li>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の措置を講ずること。</li> <li>3 事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業員の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> <li>(4) サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(5) 事業の実施地域</li> <li>(6) その他サービスの選択に資する重要事項</li> </ol> </li> <li>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前号の規程の概要その他のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</li> <li>5 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、居宅介護支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</li> <li>6 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又</li> </ol>

はその家族から求められたときは、これを提示させること。

- 7 居宅介護支援の提供に対する対価については、法第 46 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と不合理な差額が生じないようにするとともに、利用者又はその家族から当該対価を徴収したときは、その額等を記載したサービス提供証明書を交付すること。
- 8 事業の実施地域以外の地域で居宅介護支援を提供したことによる交通費を徴収するときは、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、説明を行い、その同意を得ること。
- 9 介護保険施設、病院その他の施設から退院又は退所しようとする者に対しては、退院又は退所前に居宅サービス計画を作成し、居宅における生活に円滑に移行できるよう必要な援助を行うこと。
- 10 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう居宅介護支援の提供を行うとともに、医療その他のサービスとの連携に十分配慮すること。
- 11 提供する居宅介護支援の質の評価を自ら行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- 12 利用者が要支援認定を受けた場合には、介護支援専門員に、当該利用者に係る必要な情報を指定介護予防支援事業者へ提供する等の連携を図らせること。
- 13 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるときは、その業務量等を勘案し、居宅介護支援の提供に支障が生じないように配慮すること。
- 14 毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅介護サービス費が法第 41 条第 6 項の規定により指定居宅サービス事業者に支払われる指定居宅サービスに関する情報を記載した文書及び特例居宅介護サービス費の支給に必要な基準該当居宅サービスに関する情報を記載した文書を提出すること。
- 15 利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付すること。
- 16 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知すること。
  - (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- 17 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わせるとともに、法令、この条例の規定を遵守させるために必要な従業者に対する指揮命令を行わせること。
- 18 事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めること。
- 19 当該事業所の介護支援専門員によって居宅介護支援を提供すること。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。
- 20 介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- 21 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 22 事業所の見やすい場所に、第 3 号の規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 23 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにするこ

	<p>と。</p> <p>24 利用する指定居宅サービス事業者については、利用者又はその家族が選択するものとし、介護支援専門員に指示等をさせないこと。</p> <p>25 利用者に指定居宅サービス事業者を利用させることの対償として、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受しないこと。</p> <p>26 事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。</p>
居宅サービス計画	<p>1 居宅サービス計画は、介護支援専門員に作成させること。</p> <p>2 居宅サービス計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるようにする上で解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）を行い、最も適切なサービスの組合せについて検討した上で、継続的、かつ、計画的に指定居宅サービス等が利用されるように作成すること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 居宅サービス計画の原案を作成したときは、利用者に対する指定居宅サービス等を担当する者の意見を聴くこと。</p> <p>5 地域において指定居宅サービス事業者等が提供するサービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者又はその家族に対して提供した上で作成すること。</p> <p>6 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を計画に位置付けるよう努めること。</p> <p>7 利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、目標及びその達成時期、利用する指定居宅サービス等の種類、内容及び利用料並びに指定居宅サービス等を利用する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成すること。また、指定居宅サービス等については、保険給付の対象となるかどうかで区分すること。</p> <p>8 計画の原案を作成したときは、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> <p>9 計画を作成したときは、当該計画を利用者及び利用者に対する指定居宅サービス等を担当する者（以下「サービス担当者」という。）に交付すること。</p> <p>10 指定居宅サービス等を提供する指定居宅サービス事業者等に対して、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成 24 年鳥取県条例第 76 号）の規定により作成される訪問介護計画等の提出を求めること。</p> <p>11 計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。</p> <p>12 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。</p> <p>ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するこ</p>

	<p>と。</p> <p>イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>13 次に掲げる場合においては、計画の変更の必要性について、サービス担当者に意見を聴くこと。</p> <p>ア 利用者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>イ 利用者が法第29条第1項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>14 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されても利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。</p> <p>15 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療を伴う指定居宅サービス等の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。</p> <p>16 訪問看護、通所リハビリテーション等の医療を伴う指定居宅サービス等については、主治の医師等の指示がある場合に限ること。また、医療を伴わない指定居宅サービス等についても、主治の医師等の指示がある場合は、その指示を尊重すること。</p> <p>17 短期入所生活介護又は短期入所療養介護については、居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、その利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半分を超えないようにすること。</p> <p>18 福祉用具貸与については、その利用の妥当性を検討し、必要な理由を計画に記載するとともに、必要に応じてサービス担当者の意見を聴くこと。</p> <p>19 特定福祉用具販売については、その利用の妥当性を検討し、必要な理由を計画に記載すること。</p> <p>20 利用者の被保険者証に認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨及び居宅サービス又は地域密着型サービスの種類の変更の申請ができることを説明し、理解を得た上で、その内容に沿って計画を作成すること。</p> <p>21 計画の変更については、計画の作成に準ずること。</p>
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 居宅サービス計画の項第11号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>ア 居宅サービス計画</p> <p>イ アセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 居宅サービス計画の項第4号に規定する意見の記録</p> <p>エ モニタリングの結果の記録</p> <p>(3) サービスの提供の項第16号に規定する町への通知に係る記録</p> <p>(4) 事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(5) 事故等への対応の項第3号に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>2 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録、居宅サービス計画その他の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>

事故等への対応	<ol style="list-style-type: none"><li>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</li><li>2 個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村並びに利用者及びその家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</li><li>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずるとともに、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</li><li>4 利用者又はその家族の個人情報を他の事業者を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</li><li>5 法第 23 条、第 24 条第 1 項若しくは第 83 条第 1 項又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定による質問、検査等に協力すること。</li><li>6 利用者に指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情のあるときは、国民健康保険団体連合会への申立てその他必要な援助を行うこと。</li><li>7 国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力すること。</li><li>8 居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこと。</li></ol>
---------	--